

知 事 政 策 局

1 真の地方分権の推進について(共 通)

政府は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう、地方分権改革に積極的に取り組んでおり、第1次、第2次の一括法が成立・施行されるとともに、先般の通常国会で第3次の一括法が成立するなど、真の地方分権の実現に向け、一定の進捗を見ているところである。

しかしながら、地方六団体が強く要請している地方交付税の法定率引上げによる総額の確保、国・地方の税源配分「5：5」の実現等、地方分権を支える地方税財源の充実強化等多くの事項が残されている。

また、現在、各市は、少子高齢化の進展により自主財源が減少する一方で、行政需要は年々拡大しているが、行政サービスの提供にも限界があり、今後とも一層厳しい行財政運営が見込まれる。

こうした中で、真の地方分権の実現のためには、従来、国が担っていた事務を地域の実情に応じて実施するための財源とそれを担う人材確保等体制を構築することが課題である。また、現在、地方分権の名のもと地方が担っている施策で、医師確保等個々の自治体の努力では不可能な施策や統一した対応をすべき施策も見受けられ、国が担い、より効果的・効率的に実施することも検討すべきである。

については、真の地域分権の実現を図るため、次の事項について国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) 地方交付税について

安定的な行財政運営が図れるよう必要な地方交付税総額を確保し、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

なお、所要額の確保に当たっては、臨時財政対策債の発行によらず地方交付税の法定率を引き上げること。

(2) 権限移譲について

地域の主体性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律(第2次一括法)等による権限移譲に伴う財源措置については、地方交付税措置によらず国庫補助負担金等確実な財政措置とすること。

また、権限移譲された事務が円滑に執行できるよう、人的支援及びフォローアップ等必要な措置を講じること。

特に、社会福祉法人の設立認可をはじめ報告徴収及び検査、業務停止命令、解散命令等、許認可権限と指導監査事務は、専門性が高く、また、市によっては専門職員の確保が困難なことから、当面の間、社会福祉法人に対する指導監査の際には、本年度同様、県が行う施設部門の監査と同時に実施するなど支援体制を継続すること。

2 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉について(共通)

本年7月から、日本はＴＰＰ交渉に参加したが、ＴＰＰ協定については、農林水産業のみならず、食の安全、医療、公共事業など様々な分野への大きな影響が懸念される重大な問題である

しかし、国の根幹にもかかわる重要な協定にも関わらず、交渉内容の非公表など、国からの情報提供が少なく、地域経済や住民生活へどのような影響が生じるのか、多くの住民が不安を感じている。

については、次の事項について、国へ働きかけること。

(1) 交渉により収集した情報や住民への影響等について、十分な情報提供と説明を行うとともに、国民的議論を尽くすこと。

(2) 農林業分野における重要品目について、引き続き関税を維持すること。

(3) 農林業はもとより、食の安全、医療、公共事業など地域経済や市民生活に悪影響が生じると見込まれる場合には交渉からの脱退も辞さないものとし、万全な対応を行うこと。

3 社会保障・税番号制度の円滑導入のための支援について(共 通)

〔提言・要望部局 知事政策局・総務部〕

社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保し、国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図る社会インフラとして、社会保障・税番号制度を導入するための関連法案が本年5月に成立し、平成28年の利用開始に向け、関係するソフト及びハードウェアの整備、住基、税など関係する既存システムの改修や条例の制定、改正など、多岐にわたる事務と多くの費用負担が生じる。

については、社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、次の事項について国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

- (1) 制度導入に伴い必要となるシステムやネットワーク導入について、交付税措置とせず、全額を国庫補助負担金とするなどの確実な財政措置を講じること。また、制度導入に伴い必要となる既存システムの改修等に要する経費についても、市に多大な負担が生じないようにすること。
- (2) 円滑に制度導入できるように、自治体に対して適切に情報提供をすること。また、自治体間で情報共有できるような仕組みを県において構築すること。
- (3) 制度導入に当たって混乱が生じないよう、国、県において、住民に対して、十分に制度の周知を図ること。

4 富士山の保全・安全対策について(富士吉田市)

〔提言・要望部局 知事政策局・観光部〕

富士山の世界文化遺産登録に当たって、ユネスコ世界遺産委員会から、平成28年2月までに、上方の登山道の受け入れ能力を研究し、その成果に基づく来訪者管理戦略を定めることや登山道及び関連する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めることなどが求められている。

また、世界遺産登録を機に富士山地域への来訪者が増加しており、富士山の安全対策が喫緊の課題であり、更なる環境整備が必要である。

については、富士山の保全・安全対策について、県が主導的に関係市町村をはじめ関係機関等との協議・調整を行うこと。

また、吉田口登山道の麓から五合目について、来訪者へ更なるおもてなしを図り、より安全・快適な登山となるよう、トイレや荒天時の待避所等の環境整備を行うこと。

企 画 県 民 部

1 消費者行政活性化に向けた取り組みについて(共 通)

近年、食品の不正表示、悪徳商法による被害など国民生活の身近なところで大きな不安をもたらす消費者問題が数多く発生する中で、国は、平成 21 年 9 月に消費者庁を創設し消費者行政の一元化を図るとともに、地方の消費者行政を活性化するため、各都道府県に地方消費者行政活性化基金を造成し、市町村の消費者相談窓口の強化等の取り組みに対し財政措置が講じられているが、その財政措置は平成 25 年度までの時限措置となっている。

消費者の安全・安心の確保を図るためには、今後も継続して実施していく必要があるが、現下の極めて厳しい財政状況の中で、国の財源措置が講じられない場合、事業の継続は困難な状況である。

については、恒久的な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

また、県において、新規専門相談員の養成及び既存専門相談員のレベルアップを図ること。

2 遺伝子組み換え食品表示義務の拡大について(共 通)

遺伝子組み換え（GM）作物を用いて製造された食品について、国は、平成 14 年 4 月から、日本農林規格（J A S）法を改正し、GM農産物に表示義務を課しているが、GM農産物を原料にした食品についての表示義務は（豆腐、納豆、味噌など）一部であり、しょうゆ、食用油脂、ジャガイモ澱粉などは、加工工程で「遺伝子組み換えで生じたDNAやたんぱく質」が除去・分解されるとの理由から表示義務がない。

EUでは全ての原料の表示が義務化されているのに対し、日本では「含有量の多い3番目まで、かつ重量比5%以上の場合のみ表示」とされ、「遺伝子組み換えでない」と表示されていても実は使用されていることもあり、消費者は選択の余地がない。

こうした中、食の安全・安心がかつてないほど重要視される中で、学校給食

食材の選定等についても、最大限の配慮をおこなう責任を市は負っている。

ついては、一層の食に対する安全・安心の向上を図るため、遺伝子組み換え食品の表示義務を拡大すること。

リニア交通局

1 リニア中央新幹線の早期実現等について（共通）

〔要望部局 リニア交通局・県土整備部〕

東京、名古屋、大阪間の時間距離を大幅に短縮するリニア中央新幹線は、交流と産業経済を一層促進するなど、大きな波及効果が期待されている。東京、大阪間の二重系化による災害に強い国土づくりに大きく貢献できるなど、国家的見地からもその実現は緊急を要するものである。

また、本県にとっても、観光産業の振興をはじめ様々な経済効果が期待され、暮らしやすさ日本一の県土形成に大きく寄与するものである。

こうした中、平成 23 年 5 月に、リニア中央新幹線の整備計画路線に格上げされ環境影響評価が進むとともに、営業・建設主体の JR 東海が、東京都・名古屋市間の概略ルートや駅位置を公表し、駅として必要な施設の建設負担を表明するなど、リニア中央新幹線の実現に向け新たな段階に入ったところである。

一方、リニア実験線については、本年 8 月から、実験線全線 42.8km（笛吹市～大月市～都留市～上野原市）において、新型リニア車両 L0 系を使った走行試験を開始したところである。

ついては、リニア中央新幹線の早期実現に向け、次の事項について、事業主体への働きかけを含め必要な措置を講じること。

- (1) 山梨リニア実験線における実用化確認試験を着実に実施するとともに、超電導リニア試乗会を早期に再開すること。
- (2) 明かり区間の高架にフードをかぶせる場合は、景観に配慮してリニアの走る姿が見え、また、リニアに乗っている乗客からも甲府盆地の景色が見えるよう透明なフードにするなどの工夫をすること。
- (3) リニア駅と甲府駅周辺との円滑な移動の確保をはじめ県内主要拠点とのアクセスを整備するとともに、リニア駅周辺のまちづくりについては、地域との協議を十分行い方針を策定すること。

- (4) リニア新駅の利用者の利便性の向上や地域の活性化、産業・観光の振興を図るため、リニア中央新幹線の建設工事用に整備される側道を橋梁も含めて県道の一路線として整備すること。また、併せて側道と並列した歩道を整備すること。
- (5) リニア見学センターの再整備に当たっては、周辺整備についても併せて配慮され、地域の観光資源の核としてその魅力が地域に十分に享受されるよう、安全性、快適性、利便性に十分配慮した交通網(中央自動車道側道の県道昇格、井倉地内の国道 139 号都留バイパスから分岐する県道バイパスと現国道 139 号線が交差する古川渡交差点から中央自動車道側道までの新たな道路整備及び大月インターチェンジ付近からリニア見学センターのある都留市小形山地域への円滑なアクセスを目的とした道路新設)を整備すること。

2 JR 中央本線の高速化等について(共通)

JR 中央本線は、東京都、神奈川県、山梨県、長野県の 1 都 3 県を結ぶ大動脈であり、沿線地域の通勤・通学圏の拡大をはじめ、観光や産業経済の広域的な交流及び発展を支える極めて重要な路線であり、また、災害発生等による東海道線等の遮断に当たっては、緊急代替路線として極めて大きい役割を果たすものとする。

しかしながら、新幹線網の整備進展に伴い、高速性、安定性、快適性が飛躍的に向上している中、在来線である JR 中央本線については、安全・快適性の確保に向けた一定の取組みが行われているものの依然として高速化の実現、安定輸送の確保など多くの課題が残されている。

こうした中、県では、中央東線高速化促進広域期成同盟会及び中央線高速化等利便性向上検討委員会等を通じて、高速化等の実現に向け、鋭意取り組まれているところであるが、早期に問題解決を図る必要がある。

については、JR 中央本線について高速化、特急停車駅の増加及び甲府駅・大月駅間の通勤快速列車の増便(大月駅以西への乗り入れ延長を含む)等による、輸送力強化、利便性の向上等を図るとともに、降雨や落雷等による運行停止や運休の発生を抑制するなど、安定運行の向上を図り、また、運行停止や運休に

伴う帰宅困難者対策の強化に取り組むよう、国及び JR 東日本等に働きかけること。

3 地方バス路線運行維持対策の充実について（共 通）

自家用自動車の普及や渋滞等走行環境の悪化により、バス利用者が年々減少する中で不採算路線が増え、生活路線維持費補助及び自主運行経費等、市の財政負担は年々増加している。

また、平成 14 年からの乗合バス事業に係る需給調整規制の廃止は、自由競争の促進により事業者の創意工夫を発揮させ、より良いバスサービスの提供が図られる反面、不採算路線では、運行本数の減少や路線の廃止という事態を招いており、市にとって生活路線の確保対策は、ますます切実な問題となっている。

一方、地方バスは、交通渋滞の解消、バリアフリー社会を目指す中での高齢者等の移動手段の確保及び環境負荷軽減、省エネルギーの実施が図れる等、環境問題への配慮の観点からもその役割は、今後ますます重要である。

こうした中、県においては、国の補助対象外の広域的・幹線的路線に準じる路線への財政措置や市町村と連携した路線バスの利用促進など、地方バス路線の維持、活性化に向け鋭意取り組みがされているが、県の補助対象路線は数少なく、大半の路線は市町村で維持確保しなくてはならない状況である。

については、次の事項について、国への働きかけを含め等適切な措置を講じること。

- (1) 生活路線として必要な不採算路線確保に対する維持費及び市町村自主運営バスへの財政支援を拡充すること。
- (2) 県生活バス路線維持費補助金について、運行距離が長い路線については単独市町村路線も対象とするなど補助対象の見直しを図るとともに、持続した運行ができるよう補助期間限度を廃止すること。
- (3) 路線バスの存続、効率的なスクールバスの運行及び児童の登下校の安全確保等を目的に実施している路線バスをスクールバスとして活用する事業(児童・生徒に定期券を支給)について、財政措置を講じること。

総 務 部

1 県単独補助金等の廃止・縮減について（共 通）

県単独補助金については、公共サービスの向上及び豊かで活力に満ちた地域社会を実現するうえで大きな成果を上げているところであるが、県においては、平成 19 年 12 月に策定された「行政改革大綱」等により、県単独補助金の廃止及び縮減などの見直しを実施し、更には、毎年度予算編成の基本的な考え方として補助金の不断の見直しを行うこととしている。

県単独補助金の見直しは、県補助事業から市単独事業への転換など市財政の負担増加に繋がるものであり、今後の市民サービスへの影響が危惧される。

については、県単独補助金については、現行制度の存続を強くお願いするところであるが、見直しを行う場合は、各市の意見を事前に聴取するなど、県と市との間において、今後の事業のあり方や経費負担等について十分な協議を尽くし、各市の財政負担の増大にならないよう慎重かつ責任ある措置を講じること。

2 防災・災害対策の充実強化について（共 通）

〔提言・要望部局 総務部・県土整備部〕

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から 2 年半が経過し、県及び市町村では、東日本大震災やこれまでの大規模災害を教訓に様々な防災・災害対策の充実・強化を図っている。

本県は、東海地震をはじめ南関東地域直下の地震、糸魚川－静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震及び富士山噴火などが発生する可能性が指摘されており、これらが発生した場合には、広範囲にわたって甚大な被害を受けることが懸念される。また、昨年 8 月、内閣府が発表した南海トラフ沿いでの巨大地震の被害想定でも本県は東海地震と同様の被害が想定されている。

については、一層の防災・災害対策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) 防災行政無線のデジタル化について

災害情報収集や伝送・伝達、応急復旧支援の役割を担う市町村防災行政無線システムについて、デジタル化が遅滞なく円滑に行えるよう、財政措置を拡充すること。

(2) 耐震性貯水槽の整備促進について

県は、災害に強い地域づくりを推進するため、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 か年間で集中的に耐震性貯水槽の整備を行い、そのための県消防防災施設等整備費補助金は、平成 25 年度末をもって廃止することとしている。

こうした中で、耐震性貯水槽の整備は、国・県の補助制度や起債充当代替措置を活用しながら鋭意整備を図っているが、自主財源の確保が厳しい中で整備が図れない状況であり、平成 26 年度以降も引き続き整備をする必要がある。

については、県消防防災施設整備費補助制度を継続すること。

(3) 木造住宅の耐震化について

県は、県耐震改修促進計画の目標値である平成27年度末における住宅の耐震化率90%に向けて、住宅の耐震化支援策の拡充を図っているが、木造住宅「わが家の耐震化」支援事業は、東海地震で震度6強以上の揺れが想定される市町村とその他の市町村ではその支援内容が異なっている。

南関東地域直下の地震、糸魚川－静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震などの発生する可能性が指摘される中で、全県的に耐震化を推進する必要がある。

については、補助対象要件について、指定市町村の区別を廃止し県下統一した補助制度とすること。

また、木造住宅耐震化建替支援事業については、平成 24 年度から県の補助制度が廃止され、国庫補助のみで引き続き実施しているが、市の負担割合が増加する中でその予算額の確保に苦慮しているところである。

については、地震に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、改めて県の財政措置を講じること。

(4) 改正耐震改修促進法について

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正により、耐震診断の義務化等規制強化がされ、そのための補助制度の創設等、市町村に新たな財政負担が求められている。

については、改正耐震改修促進法の円滑な実施を図るため、補助制度の創設は、人口密度・国県道などの主要道路延長など、地方の実情を加味した国・県補助の上乗せを行うとともに、短期に集中して実施することは困難であることから、補助対象期間の延長など柔軟な対応を行うこと。

また、市の庁舎等の公共建築物がこの法律に該当した場合、耐震整備等にかかる経費は多額となるため、国の財政措置を講じること。

(5) 防災体制の強化について

現在、台風などの風水害や地震などの災害において、被害が発生した場合は、消防庁の火災・災害等即報要領により、通常回線 FAX 又は衛星回線 FAX 等により県あてに報告している。

東海地震等の大規模災害発生時には、各種応援協定等により、県外も含め他市町村からの支援要請等も想定されることから、県内各市町村の被災状況を把握し、機動的な対応ができる仕組み（情報共有）を構築する必要がある。

については、パソコン等の情報機器により被災状況が報告できるシステムの確立や当該情報を県内各市町村において共有できるシステムの整備を行うこと。

(6) 一般家庭の災害備蓄品について

中央防災会議の作業部会が5月に示した南海トラフ巨大地震対策の最終報告は、事前の防災対策の重要性が示され、国の防災基本計画で3日間を目安としていた家庭の備蓄については1週間分以上の水や食料の備蓄が必要としている。

については、県民一人ひとりの実践を促すため、市町村のみならず国及び県においても周知を図ること。

(7) 富士山火山防災対策について

富士山火山防災対策の充実強化を図るため、富士山火山防災対策協議会との連携を強化するとともに、観測機器の設置及び観測体制の整備を拡充すること。

また、砂防構造物の整備を促進すること。

3 消防・救急業務体制の充実強化について(共通)

少子高齢化の進展、情報通信技術の進歩、これに伴う社会構造の変化に加え、消防体制自体も市町村合併の進展、消防団員の減少等多岐にわたる課題を抱えている。

また、救急需要は年々増加しており、今後も高齢化の更なる進展等に伴い増加すると考えるが、厳しい財政状況等により救急需要の増加に合わせて救急自動車や人員等の整備を図ることは困難な状況である。

こうした中、災害の大規模化や複雑化、住民ニーズの多様化等消防を取り巻く環境変化に対応できる消防体制の強化が求められているところである。

については、消防体制の充実強化を図るため次の事項について、国等への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) 消防救急デジタル無線の整備について

消防救急無線のデジタル化を遅滞なく円滑に進めるため、財政支援策を拡充すること。

(2) 緊急消防援助隊設備整備費補助金について

本補助金の補助基準は、指定都市以外の市町村にあつては、一団体当たりの交付額が950万円に満たない場合には、当該団体に対して交付決定を行わないものとされているため、補助基準額が低い事業にあつては交付額が基準に満たないため、事業の遂行ができないのが実情である。

については、小規模な整備事業においても本補助制度が活用できるよう交付額下限を廃止すること。

(3) 高速自動車道の消防救急業務に対する支弁制度の改善について

近年、産業経済の進展に伴う人々の生活行動の広域・多様化、休日、夜間、通勤等の割引制度により高速道路の交通量が増加し、多重衝突交通事故等が頻繁に発生している。

高速道路上で発生した消防救急業務は、救助隊をはじめ活動隊員を保護するための支援車等、複合隊を編成し活動している。

しかしながら、こうした消防救急業務に対する中日本高速道路(株)からの支弁金は、救急活動に限定されており、複合隊で活動している実態に即しておらず市の財政を圧迫している状況である。

については、支弁金について、車両及び人員についても算定基準に含めるなど、実態に即した改善を行うこと。

4 地方交付税の基準財政需要額の算定及び見直しについて(共 通)

地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、人口動態の変化や合併市特有の財政需要(行政区域の拡大による支所の設置、市街地の分散化等)等、市の実情を的確に反映し、地方交付税の基準財政需要額の算定方法の再構築を図るよう国に働きかけること。

5 社会保障・税番号制度の円滑導入のための支援について(共 通)

〔提言・要望部局 知事政策局・総務部〕(再掲)

社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保し、国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図る社会インフラとして、社会保障・税番号制度を導入するための関連法案が本年5月に成立し、平成28年の利用開始に向け、関係するソフト及びハードウェアの整備、住基、税など関係する既存システムの改修や条例の制定、改正など、多岐にわたる事務と多くの費用負担が生じる。

については、社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、次の事項について国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) 制度導入に伴い必要となるシステムやネットワーク導入について、交付税

措置とせず、全額を国庫補助負担金とするなどの確実な財政措置を講じること。また、制度導入に伴い必要となる既存システムの改修等に要する経費についても、市に多大な負担が生じないようにすること。

(2) 円滑に制度導入できるように、自治体に対して適切に情報提供をすること。
また、自治体間で情報共有できるような仕組みを県において構築すること。

(3) 制度導入に当たって混乱が生じないよう、国、県において、住民に対して、十分に制度の周知を図ること。

6 山梨県地方税滞納整理推進機構の存続について(共通)

山梨県地方税滞納整理推進機構は、全市町村との協議により「税収の確保・徴収率向上」を図るとともに市町村職員の滞納整理に係る技術の向上を目的とし、3年間を設置期間とし平成20年度に設立し、平成23年度に3年間の延長がされ、平成25年度末で設置期限を迎える。

これまでに本機構は、市町村税の滞納整理の推進と市町村職員の徴収技術の向上に一定の役割を果たし、期待した成果を上げてきているが、市町村税全体の徴収率は、依然として全国最下位クラスであることや、市町村の徴収部門の組織体制を一層強化する必要があるなど、今後も引続き機構と連携した徴収対策を行っていくことが必要不可欠である。

については、本機構の存続に向け必要な措置を講じること。

7 公的資金補償金免除繰上償還制度について(共通)

国は、財政の健全性を確保し、更なる公債費負担の軽減を図るため、平成19年度から平成21年度まで公的資金補償金免除繰上償還制度を設定し、更に、この制度は、平成24年度まで延長されたが、東日本大震災の特定被災地方公共団体を除き、平成24年度で終了した。

しかしながら、借入対象日や対象となる公営企業債の制限により、一部の高金利の地方債が残る状況にある。

については、公債費負担の軽減を図るため、特定被災地方公共団体に限らず全ての団体を対象とし、借入対象日や対象となる公営企業債の拡大及び貸付金利の引き下げ等の対象要件の緩和を行ったうえで制度を復活するよう国に働きかけること。

8 法改正等に伴う電算システム改修等への財政支援について(共通)

税制改正をはじめ福祉・保健制度等の法改正の際、各市に生じる電算システムの構築及び既存電算システムの改修には、多額の費用を要し、国の財政措置が講じられている場合も実際の費用と乖離している状況である。

については、法改正により電算システムの構築及び既存システムの改修が必要な場合は、維持管理費やバージョンアップ経費も含め、適切な財政支援を講じること。なお、システム構築・改修は、自治体の規模に関係なく同様の費用を要することから、交付税措置ではなく補助制度により財政措置するよう国に働きかけること。

9 幼稚園就園奨励費補助金の負担超過解消について(共通)

幼稚園就園奨励費補助金事業は、国の要綱に準じて、家庭の所得状況に応じ、保護者の経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図るため、また、幼稚園教育の振興に資するために事業を実施している。

本事業は、子育て支援を図るため重要な施策であり、厳しい財政状況の中で事業を継続していくためには、安定した財源措置が必要である。

事業に係る国の補助率については、3分の1以内となっており、毎年度補助率に変更され、予算編成に大変苦慮するとともに、前年度より補助率が引き下げられるとその財源確保が厳しい状況である。

については、国の補助率を3分の1の定率とするよう国に働きかけるとともに、県においても財政措置を講じること。

10 消防通信指令センター整備への財政支援について(都留市、大月市、上野原市)

現在、平成 28 年度の消防救急無線デジタル化移行に伴い東部 3 市では消防通信指令センターの共同整備・運用を検討しているところである。

消防通信指令センター整備の財政措置は、国庫補助事業として消防防災施設整備費補助制度があるが、補助基準は、指令装置設置団体の管轄人口が 10 万～40 万人未満を対象としたⅡ型以上の装置整備となっており、3 市共同による整備予定の指令装置Ⅰ型は補助対象外となっている。

また、複数の消防本部が行う共同整備については、防災対策事業債が活用できるが、多額の整備費用を要するため更なる国、県の財政支援が必要である。

については、指令装置Ⅰ型を国庫補助の対象とするなど国の財政措置を拡充するように国に働きかけるとともに県の財政措置を講じること。

11 震度計設置（震度観測点の増設）について(都留市)

気象庁が地震情報を発表する際に根拠としている山梨県内の震度観測点の設定は、気象庁が 6 地点、県が 62 地点、独立行政法人防災科学技術研究所が 10 地点の合計 78 地点となっている。

この内、本市は、県の震度観測点として、庁舎裏側の市役所敷地内に計測震度計 1 台のみしか設置されていない。

本市は、多くの山や川が流れる複雑な地形で構成されており、本市の震度を、市役所敷地内の震度観測点のみで公表し、また、対応することは、有事の際の情報量としては、決して満足できるものではない。

市町村における震度は、観測地点の中の最大値を発表していると思われるが、富士・東部（郡内）地域においては、富士河口湖町や大月市のように、複数の観測地点が所在する市町村と、本市のように 1 地点の情報とでは、実感される震度との誤差が生じ、住民の初動対応に大きな判断ミスを引き起こすことも危惧される。

また、地震発生時の職員の配備を含む初動体制について、その行動の根拠となるものでもあり、本市における地震（震度）情報の取得手段の拡充を図る必要がある。

については、県において複数の震度計を設置するとともに、気象庁観測施設並びに防災科学研究所施設の震度計について、関係機関へ増設を働きかけること。

福 祉 保 健 部

1 医師確保対策について(共 通)

地域や診療科ごとの偏在等による医師不足は、極めて深刻である。

医療訴訟の増大により、医師が訴訟リスクの高い診療科を避ける傾向を強めており、産科医、小児科医の不足は危機的であり、少子化に拍車をかける事態を招いている。

また、医師・看護師等医療従事者の絶対数の不足により過重労働を招いている実情が医療を取り巻く環境の悪化に拍車をかけ、とりわけ、地域医療の要となる自治体病院においては経営の立て直しに苦慮し、存続の危機に直面しており、これを打開することは、個々の市の努力のみでは到底不可能である。

こうした中、県においては、山梨大学に寄附講座を設置し、助産師外来や院内助産の推進等、限られた医療資源を有効活用する取り組みをはじめ医師修学資金制度や産科医育成・確保支援事業等、医師の確保・定着、地域・診療科間の医師の偏在解消に取り組まれているところである。

しかしながら、現状、医師不足は続いており、一刻も早く県民誰もが良質かつ均質な医療を享受できる体制を確保し、地域で安心して子どもを生み育てられるよう対策を講じる必要がある。

については、次の事項について、国への働きかけを含め等適切な措置を講じること。

- (1) 県内各地域の中核的な病院に、産科を設置・再開できるようにするとともに、分娩を取り扱う医療機関が存続できるよう、山梨大学の寄附講座を強力に推進するなど早急に対策を講じること。
- (2) 地方自治体の取り組みへの関与・支援及び医師偏在の調整や医師派遣制度の確立等医師確保のための措置を至急講じること。
- (3) 窮迫する産科、小児科の医師確保に向け、医学生及び卒後研修医師への動機付けを行うとともに、新医師臨床研修にへき地勤務の必修化、研修後一定期間医師不足地域への勤務を義務付ける等実効性のある対策を早急に講じるこ

と。

- (4) 産科医療保障制度等の患者・家族の保障制度の充実とともに、医師を保護する制度を確立し、医師が安心して診療できる体制を講じること。
- (5) 産前・産後の支援を行う産後ケア施設を整備すること。
- (6) 看護師を確保するための必要な措置を講じること。
- (7) 助産師育成の拡充を図ること。

2 子育て環境の充実について(共 通)

近年、結婚観の変化や高学歴化、女性の社会参加等が要因となって、未婚化や晩婚化が進むとともに、子どもを持たない家庭の増加や生涯未婚率の上昇によって少子化が進行し、平成 24 年の本県の合計特殊出生率は、1.43 と全国平均(1.41)を上回っているものの低い水準にある。

その背景として、個人の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化による子育ての孤立感や教育費等をはじめ子育てに費用がかかりすぎることや育児と仕事の両立に対する負担感等がある。

については、子育て環境の充実強化を図るため、次の事項について、国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) 妊婦健康診査公費負担について

妊婦健康診査の公費負担制度に対する国の財政措置は、平成 25 年度から地方交付税措置とされたが、少子化対策の一環として国の責任において取り組むべき施策であることを踏まえ、母体や胎児の健康を確保するとともに経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の公費負担について、恒久的な国庫負担制度を創設すること。

また、県としても少子化対策の一環として助成制度を創設すること。

(2) 乳幼児医療費助成に係る対象年齢の引上げについて

県の本助成事業は、その対象年齢が入院については未就学児まで、通院については5歳未満児となっているが、全市町村が入院・通院ともに未就学児まで実施している状況であり、また、大部分の市町村が小学校6年生まで対象年齢を引き上げているところである。

については、通院における対象年齢を未就学児まで引き上げること。

また、今後、小学校6年生まで段階的に拡大するなど子育て世帯の経済負担の軽減を図ること。

(3) 多様な保育サービスへの財政措置について

核家族化の進行、母親の就労等により、0歳児等の乳幼児保育、延長保育、障害児保育、家庭における子育て支援などニーズの多様化及び量的な増加が進み、保育所の役割は益々増大している。

については、多様な保育サービスに応じた保育士の加配ができるよう、財政措置を拡充すること。

(4) 保育士の確保について

保育の担い手である保育士の確保は極めて重要であり、国においては、保育士の処遇改善のため、本年度から保育士等処遇改善臨時特例事業を実施しているが、時限措置となっている。

については、保育士の人材確保対策として重要となる保育士の処遇改善について更なる改善を図る中で恒久的な財政措置を講じること。

(5) 保育所の耐震化を含む施設整備について

子どもを安心して育てられる環境として、保育所の老朽化に伴う施設整備や耐震化対策の実施は、急務となっている。また、老朽化した公立保育所の整備に当たって、極めて厳しい財政状況の中でその財源確保に苦慮している状況である。

については、保育所の耐震化を含む施設整備に対する財政措置を拡充するとともに、保育所統廃合により生じた施設の解体経費に財政措置を講じること。

また、民間保育所の計画的な施設整備が図られるよう、安心こども基金を

延長すること。

(6) 放課後児童クラブ施設への財政措置について

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に
通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業で
あり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、
児童の健全育成対策として重要な役割を担っているところであるが、放課後
児童クラブ施設を新たに整備（創設）する場合には、児童厚生施設等整備費
補助金の補助対象となるが、老朽化等による既存施設の建替えの場合は補助
対象外となっており、厳しい財政状況を踏まえると、既存施設の早期の整備
は困難な状況である。

については、児童の安全確保及び適正規模による放課後児童クラブの運営を
図るため、施設の創設時のみならず、建替え時においても児童厚生施設等整
備費補助金の補助対象とすること。

3 各種医療費助成制度の公費負担制度の確立について（共 通）

乳幼児、ひとり親家庭及び重度心身障害児(者)の医療費に対しては、県の独自助
成制度を受けて助成しているところであり、利用者の経済負担軽減、健康保持・増進
に寄与している。

しかし、少子化や核家族化における「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」や障
害者の自立と社会参加の促進は、国、地方を通じた大きな課題であることから、その
基礎的条件となる乳幼児、ひとり親家庭及び重度心身障害児(者)の健康を保持、増
進するための医療費助成事業について、国は、地方と一体となって拡充強化を図っ
ていく必要がある。

については、国において「現物支給」（窓口無料化）による公的負担制度を確立する
よう国に働きかけること。

また、各種医療費助成制度等の地方単独事業実施に対する療養給付費負担金
及び普通調整交付金の減額措置を廃止するよう強力に国へ働きかけること。

4 各種医療費助成制度窓口無料化に伴う財政措置について(共通)

平成 20 年度から乳幼児、ひとり親家庭及び重度心身障害児(者)の医療費助成制度の窓口無料化の実施に伴い、国は、国民健康保険に係る定率国庫負担金、調整交付金及び県調整交付金の一部について、減額措置を講じている。

こうした中、県は、国及び県の減額分の 2 分の 1 について財政措置を講じているが、福祉施策では助成対象としていないが調整交付金等の減額対象となる入院時食事療養費の影響分並びに医療費波及増分に対しては、財政的支援がされていない。

現下の国保財政は、高齢化や医療技術の高度化等に伴い医療給付費は年々増大を続けており、その一方で、国保固有の脆弱な構造的体質等によりその経営状況は依然として厳しい状況にある。

については、県独自に構成市町村に補助してきた老人医療費助成制度において、国民健康保険事業に及ぼす医療費の波及増分に着目して財政支援をしてきた経過及び平成 20 年度以後各種医療費助成制度の窓口無料化に伴う、国民健康保険事業の国並びに県の調整交付金等の減額分の 2 分の 1 を財政支援してきた経過を踏まえつつ、福祉施策では助成対象としていないが調整交付金等の減額対象となる入院時食事療養費の影響分、国民健康保険の定率国庫負担金あるいは、国の調整交付金の提出資料である附表等で明らかになる医療費の波及増分を反映した財政措置を講じること。

5 介護保険制度について(共通)

介護保険制度が平成 12 年 4 月に導入されてから 10 年余が経過したところであるが、介護保険の利用者は、制度発足以来年々増加しそれに伴う保険給付も増大しており、今後、人口構造の変化により介護費用の増大は避けて通れない状況である。また、大きな役割を担っている介護従事者の確保等、介護保険制度の諸課題を解決し、将来にわたって持続可能な制度を確立する必要がある。

については、介護保険制度の円滑な運営のため、次の事項について国への働きかけ等適切な措置を講じること。

(1) 安定的な制度運営について

介護保険制度導入当初の第一号保険料は、2,900 円(平均)であったが 10 年余が経過した第 5 期事業計画においては、県内市町村の 3 分の 1 で 5,000 円を超え、被保険者の負担も重くなっているなど、今後も人口構造の変化により介護費用の増大は避けて通れない状況の中で、制度の抜本的な見直しが必要である。

については、第一号保険料の負担軽減及び国・県の介護給付費負担金増額を実施すること。

また、介護納付金の算定に当たっては、総報酬割の全面的な導入を行うこと。

なお、要支援者サービスの市町村の単独事業への移行にかかる制度設計の際には、地域間におけるサービスの質の平準化及び持続可能な制度構築の実現のため、財源負担を市町村のみに求めるのではなく、国及び県の負担も明記すること。

(2) 低所得者対策について

低所得者にとって、ますます厳しい社会状況となっている中、生活困窮者による介護サービスの利用控え等が起こる可能性が懸念され、国の責任において、総合的かつ統一的な低所得者対策を講じる必要がある。

については、低所得者が経済的理由により介護サービスの利用を控えることがないように財政措置も含め低所得者の介護サービス利用を更に支援する対策を早急に講じること。

(3) 地域密着型サービスについて

地域密着型サービスの施設整備に係るハードの部分については、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業に係る補助金により、また、施設運営に関するソフト部分については、国の地域介護・福祉空間推進交付金及び県の介護職員処遇改善等臨時特例基金に係る補助金を活用しているところである。

しかし、県の基金事業は、平成 25 年度までの時限措置となっている。

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み

慣れた地域で生活ができるようにするための重要なサービスであり、厳しい財政状況下で財政措置が講じられない場合は、事業の継続・推進が困難な状況である。

については、県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び介護職員処遇改善等臨時特例基金に係る補助金を継続すること。

(4) 介護人材の確保について

介護サービスを提供する施設・事業所では、処遇を理由とした介護従事者の離職の増加や新たに介護職を希望する者の減少により、深刻な人材不足の状況が続いており、このような状況が続けば、必要な介護サービスの提供に支障をきたす恐れがある。

については、次の事項について、適切な措置を講じること。

- ① 介護報酬の一定割合が確実に介護従事者の給与に反映される仕組みを構築するなど、処遇が確実に改善される措置を講じること。
- ② 介護福祉士制度について、技能や経験に応じた級別制度を創設するなど、介護職員の専門性に対応できる制度とするとともに、次期介護報酬改定に当たっては、当該級別制度によって認められた介護福祉士の専門性など、介護従事者のキャリアが報酬に適切に反映されるよう、引き続き見直しを行うこと。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネージャー）の確保のため、受験資格要件の緩和と試験の簡素化等について見直しを行うこと。

(5) サービス付き高齢者向け住宅について

サービス付き高齢者向け住宅は、一定の要件を満たすものを除き住所地特例の対象外とされているが、比較的持ち家率の高い本県では、需要は少なく、他の都道府県や他市町村からの転入者が多く、保険財政を圧迫させることが懸念される。

また、そもそも「サービス付き高齢者向け住宅」は、住み慣れた地域で高齢者が生活し続けられるために、さまざまな住宅形態を提供することを目指していたはずであるが、実態は、事業者が市外から要介護者の入居を勧めており、特に、介護保険サービスを利用することを条件としている事業者も存

在する。

については、介護保険財政安定化のため、住所地特例の適用及び介護保険サービス提供における囲い込みを助長しない制度見直しを強く国に働きかけること。

また、県が定める「高齢者居住安定確保計画」策定に当たっては、市町村の供給目標を把握し、市町村別に目標を設定すること。

更に、サービス付き高齢者向け住宅の登録事務について、県からの権限移譲に関する意向調査の実施を検討すること。

6 障害者福祉施策の充実について（共 通）

新たに基本理念を掲げ、障害者総合支援法が施行され、障害の有無にかかわらず共生する社会へと前進する一方で、難病等の方を障害者の定義に加え対象範囲が拡大するなど、市町村の役割と財政負担が更に大きくなっている。

については、障害者総合支援法のもとで市町村の障害福祉施策が安定的に運営できるよう、次の事項について国への働きかけ等必要な措置を講じること。

(1) 地域生活支援事業への財政措置について

本事業の国庫補助金(統合補助金)の配分方法は、平成 21 年度から人口割を廃止し、事業実績を重視するよう見直しがされたが、引き続き、市町村に超過負担が生じている。

については、利用者へのサービスが低下しないためにも個別事業の所要額に基づく財政措置を講じること。

(2) 就労移行支援事業の定着支援への財政支援について

就労移行支援事業は、65 歳未満の就労希望者に対し、職場体験等の機会を提供して就労に必要な知識や能力の向上や取得、障害者の適性に応じた職場の開拓後における職場への定着のための必要な相談等を行う重要な事業である。

平成 25 年 4 月から障害者の法定雇用率が引き上げられ、就労の機会が増加しているが、障害者雇用は、職場への定着支援が重要である。

これまで、就労後の支援がないことにより、継続して雇用されないケースも多く見受けられ、職場に定着できずに離職してしまうケースが多く、障害者の自立に結びついていかないのが実情である。

また、就労移行支援事業所においては、就労支援等を行うことにより報酬の加算が受けられるが、職場への定着支援に対する支援やその報酬が充実されていないことなどにより、事業所も積極的に行えない状況がある。

については、障害者の就労に対する支援の向上を図るため、県において、就労後における手厚い定着支援が可能となるよう就労移行支援を充実するとともに、その支援に対する報酬、財政措置を拡充すること。

(3) 支援学校卒業生に対する支援等について

知的障害や発達障害のある支援学校の卒業生は、就労を目指せない場合において、卒業後の支援に迷うケースが数多く見られ大きな課題である。

これは、身体的には特に問題ないが、精神的に未熟であったり、社会性を身に付けるため、長期間の支援が必要な場合があり、このような場合、生活介護を利用したい場合は、区分が高く判定されないため、利用することができないケースや、また、自立訓練（生活訓練）を利用したとしても2年間の期限があるため、その時点でまた、同じ状況にある場合、障害福祉サービスを受けられず、本人に対する支援が低下し、家族の介護負担も増加し、様々な面で悪い影響が発生することが懸念される。また、地域活動支援センターでの対応は、事業所数も少なく人員体制等もあり、十分な支援が受けられない状況である。支援の拠点となる事業所が頻繁に変わるため、環境の変化に対応できない障害者にとっては、大きなマイナスの要素となっている。

については、「障害者総合支援法」の目的や基本理念を踏まえ、知的障害者や発達障害者に対する地域での継続的な支援をするため、障害特性を踏まえたきめ細かな障害福祉サービスの創設、もしくは自立訓練（生活訓練）の期間の撤廃、その他支援の充実、見直しを図ること。

7 国民健康保険制度等について(共通)

国民健康保険制度は、他の保険制度に加入していないすべての国民を対象とし、国民皆保険体制の最後の砦となっている。このため、国保加入者の平均所得水準は他制度と比較して著しく低く、無職者の占める割合は5割を超えるとともに、高齢者比率の上昇や医療の高度化による医療費の増嵩等が相俟って、国保財政の赤字は増大する一方である。

国民健康保険の財源不足については、財源補てん策として一般財源を投入してきたものの現下の市財政では限界に達している。

については、国民健康保険制度の健全な運営を図るため、次の事項について、国への働きかけを含め等適切な措置を講じること。

(1) 医療制度改革について

国民健康保険制度の安定的かつ持続可能な運営ができるよう、早急に国保の構造的問題の解決や財政基盤の強化を図り、都道府県を保険者とすること。

なお、制度改革に当たっては、都道府県と市町村との役割分担について混乱を招かぬような仕組みとし、また、市町村の負担増や細分化した複雑な制度とならないようにするなど、国民健康保険の現場を担っている市町村と十分に協議を行い、その意見を確実に反映させること。

また、県及び市へ適切な情報提供をすること。

(2) 国民健康保険財政の健全化について

新たな制度へ移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において確実な財政措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える市町村への支援を強化すること。

また、県においては、国のガイドラインに示された基本的な考え方を考慮し、速やかに医療費共同事業もしくは県普通調整交付金へ所得水準等に応じた財政調整機能を導入して保険者間の負担の公平と国保財政の安定化を図ること。

(3) 後期高齢者支援金について

被用者保険の後期高齢者支援金の算定における総報酬割の全面的な導入により生じる財源は、財政的な構造問題を多く抱えている国保財政の健全化のために活用すること。

(4) 事務の適正化について

保険者における事務の適正化を図るため、医療給付費の資格過誤払いが生じた場合に保険者が速やかに返還金債権の回収ができない実態を踏まえ、返還金を保険者間で相互に調整できる制度を構築すること。

(5) 外国人住民に対する徴収対策について

国民健康保険に加入する外国人住民については、短期滞在者や留学生など短期間で帰国してしまう等から、滞納処分等も困難であるなど、市の徴収対策として大きな課題となっている。

については、出入国や在留に関する手続きの機会などを活用し、請求・徴収ができる体制を整備するなど、給付と負担の公平を図ること。

(6) 特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査・特定保健指導において効果的な保健指導を行うためには、国保専任の保健師の配置が必要であり、更に、今年からKDBシステム（国保データシステム）が稼働し、レセプト等分析して、きめ細やかな保健指導を行っておく必要性が強く求められ、重複頻回受診に対する訪問指導など保健事業をさらに推進する必要がある。

こうした中、市によっては、財政面から保健師等専門職員の配置ができず、医療費の適正化の推進に限界がある状況である。

については、健診事業やレセプト点検等、医療費の適正化推進のため、レセプト点検員や国保専任の保健師の配置に国及び県の財政措置を講じること。

(7) 後期高齢者医療支援金について

特定健康診査・特定保健指導の実施率による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を廃止すること。

(8) 後期高齢者医療保険料の年金による特別徴収について

原則として年額 18 万円以上の年金（公的年金）を受給している被保険者が特別徴収の対象となっているが、介護保険料と後期高齢者医療保険料との合算額が年金額の 2 分の 1 を超える場合は、普通徴収の対象とされており、結果として大多数の被保険者を普通徴収と判定している状況である。

普通徴収は、払い忘れにより未納となるケースも見られ、また、保険料の納付に市の窓口や金融機関に出向くなどの手間も掛かっている。

については、保険料の納付し忘れをなくし、被保険者の納付の利便性を図るため、特別徴収を希望している被保険者には、特別徴収できる年金を選択できるようにすること。

8 がん検診への財政支援について（共 通）

がんが依然として国民の生命を脅かし、その対策が重大な課題となっていることから、国は、昨年 6 月に「がん対策推進基本計画」(平成 24 年度から平成 28 年度)を改めて策定し、がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮頸）の受診率を 5 年以内に 50%（胃、肺、大腸は当面 40%）とする目標数値が定められた。

一方、県では、がん対策の一層の充実を図るため、県がん対策推進条例等を踏まえた「第 2 次山梨県がん対策推進計画」を策定し、総合的ながん対策を推進している。

これを受け、市においては、目標数値の達成に向け、厳しい財政状況の中、創意工夫をしながら鋭意取り組んでいるところである。

については、目標の受診率を達成できるよう、廃止した県各種がん検診事業費補助金を復活するとともに、国に対しても十分な財源措置を講じるよう働きかけること。

また、がん検診推進事業について、平成25年度までの時限措置となっているが対象検診を拡大したうえで恒久的な財政措置とするよう国に働きかけること。

9 予防接種について(共 通)

予防接種を円滑に実施するため、次の事項について、国へ働きかけること。

(1) 定期接種の財政措置及び成人用肺炎球菌等の定期接種化について

本年4月から子宮頸がん予防、ヒブ及び小児用肺炎球菌の3ワクチンが定期接種に位置付けられ、その財政措置については、本年度から地方交付税措置(接種費用の90%に拡大)とされた。

しかし、現在、全国的にも大半の市町村が全額公費負担を行っている現状をはじめ自治体の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、すべての被接種者が接種できるよう国の責任において確実な財政措置を講じる必要がある。

については、次の事項について、適切な措置を講じること。

- ① 定期接種の財政措置については、地方交付税によらず全額国庫負担とすること。
- ② 今回の予防接種法改正の際、衆参両院の附帯決議において、「平成25年度末までに定期接種化の結論を得よう努めること」とされた水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎の4ワクチンについて、国民の命と健康を守るとはもとより、医療費削減を図る観点から早期の定期接種化を行うこと。
- ③ なお、新たなワクチンの定期接種化にあたっては、4種混合ワクチン導入時に必要とされるワクチン量の供給不足により混乱を招いたことがあることから十分な量の生産体制を確立し、地域差や時間差のないワクチンの円滑な流通を確保するとともに、子宮頸がん予防ワクチン導入時での積極的勧奨差し控え等がないよう国が責任をもってワクチンの有効性と接種による副反応を検証し安全性を十分確保した上で導入すること。

(2) 風しん感染拡大に伴う予防対策について

現在、都市部を中心に20～40代の成人において風しんが流行しており、免疫を持たない、又は免疫が低い妊娠中の女性が風しんに感染することにより生まれてくる子どもに先天性風しん症候群の発症が危惧され社会的に大きな問題となっている。

風しんをはじめとしたウイルス性疾患は人から人に容易に感染することから、流行につながりやすい感染症である一方で、ワクチン接種によりほぼ確実に予防可能な感染症であり、感染拡大に当たっては早急な対応が望まれる。

また、昨年来の風しんの流行で予防接種を受ける人が急増し、秋以降にワクチンの供給不足となることが懸念されており、今後、更なる発症増加の可能性がある。

については、風しんワクチン、MRワクチンの安定供給を図り、風しんの感染拡大を抑制するための緊急対策を講じるとともに先天性風しん症候群の発症防止を目的として自治体が行う施策に対し、財源措置を講じること。

10 県福祉タクシーシステム事業の充実について（共通）

重度心身障害児（者）及び要介護老人に対して、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、次の事項について、適切な措置を講じること。

（1）対象範囲の拡大について

本事業の対象範囲は、身体障害者（肢体不自由及び視覚障害）と知的障害者及び要介護老人となっているが、障害者自立支援法では3障害が同じサービスの提供を受けられるようになる中、精神障害者を補助対象とするよう強く求められている。

については、本事業の目的でもある、重度心身障害者等の行動範囲の拡大と社会参加を促すことから、対象者に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3号に規定する1級及び2級の該当者を加えること。

（2）補助基準額及び交付枚数について

助成額は、中型初乗運賃額の範囲内とされているが、補助基準額590円と実際の初乗り料金とでは差があるため、実情に即した補助基準額に見直すこと。

また、交付枚数を増加すること。

11 肝炎対策について(共 通)

肝炎治療に対する医療費助成については、平成 20 年度から B 型・C 型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成を開始し、平成 21 年度からは、一定の条件を満たした者には助成期間の延長を認める等の運用変更が行われ、平成 22 年度からは、自己負担限度月額の下げや、核酸アナログ製剤治療を助成対象に追加する等の運用変更がされた。更に、平成 23 年度から、ラプレビルを含む 3 剤併用療法等の新たな治療法を助成対象に追加するなど、年々充実されているところである。

しかし、肝炎患者の生の声を聴く中で、いずれかの治療を受けても完治等しないことがあり、その後は、患者自身が相当な額の治療費を支払わなければならない現状である。

については、肝炎治療を促進するため、助成期間終了後においても完治しない場合も助成の対象とするなど制度の拡充を行うよう国に働きかけること。

12 火葬場整備への財政措置について(共 通)

地域社会に必要不可欠となっている上水道、下水道、ごみ処理施設等の生活環境施設整備に対する国の補助制度はあるが、地域社会に密着した極めて公共性の高い生活環境施設である火葬場の整備に対して国の財政措置が講じられておらず、その整備費は大きな負担となっている。

については、市の財政運営に支障が生じないように、火葬場の整備に対して財政措置を講じるよう国に働きかけること。

13 老人福祉施設及び保健福祉施設への財政措置について(共通)

老人福祉施設及び保健福祉施設の計画的な整備が図れるよう次の事項について、国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) 高齢者福祉施設の整備について

平成25年3月に県老人福祉施設等施設整備補助金の補助単価が大幅に減額され、高齢者福祉施設の計画的な整備に支障をきたしている。

については、「健康長寿やまなしプラン」（平成24年度～26年度）で示す、居宅での生活が困難な高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、多様なニーズに対応する高齢者福祉施設の計画的な整備が図れるよう、県の財政措置を拡充すること。

(2) 保健福祉施設の整備について

少子・高齢化が進み、多様化・複雑化する市民の保健福祉サービスに対応するため、保健・福祉・介護・子育て支援等の機能を総合的に推進・整備を図る必要がある。

現在、総合的な福祉施設整備を行う場合、財源としては、交付税算入のない地方債（社会施設整備事業債等）の活用をしなければならない状況で、地方の負担が大きい。

については、身近な地域において保健と福祉に関する市民のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を図るため総合的な調整・提供機能を備えた保健福祉施設の整備に対して、財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても、指導・助言などの更なる支援を行うこと。

14 動物の保護及び管理に関する事務の明確化等について(共通)

現在、県の事務処理の特例条例に基づき動物の愛護及び管理に関する法律の「動物及び動物の死体の発見の通報の受理」及び「動物及び動物の死体の収容」の事務を処理しているところである。

しかし、県からの移譲事務以外の動物の飼い方指導や猫等動物の苦情処理など動物の保護及び管理に関して、広範囲にわたり市で事務処理を行っているのが実情である。

については、県動物の保護及び管理に関する条例第4条に定められている「知事が市に求めることができる必要な協力」とは何かについて明確化を図るとともに、実態に則した財政措置を講じること。

15 水道事業について(共 通)

水道事業体の多くが施設の経年劣化により大規模な更新需要期を迎えている。また、大規模地震が予測される中で、水道施設の耐震化は喫緊の課題である。

一方、水需要の減少に伴い給水収益が減収する中で水道事業経営は年々厳しさを増す状況にある。

こうした中、事業体としては、第一に自助努力による自己財源の確保と適切な資産管理に基づく施設の延命化、機能強化による長寿命化により、長期効率的な更新・整備を実施することが求められる。

しかしながら、中小の水道事業体においては、独立採算のもとでこうした財源を全て確保し、健全財政を確立することは極めて困難な状況にある。

また、簡易水道の上水道統合に向けての施設整備費は、多額を要し、事業効率の低い地域では水道使用者に大きな負担となっている状況である。

については、安全、安心な水道水の提供及び公営企業財政の健全化を図るため、次の事項について、国に働きかけること。

- (1) 国庫補助金の採択基準の一つである資本単価（90 円／ m^3 ）を緩和するとともに、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 管路更新を進めるに当たり、適切な管路機能評価を行う上で重要な指標となる耐用年数（40 年）を見直すこと。
- (3) 石綿管更新事業に財政措置を講じること。

16 生活保護制度について(共 通)

経済・雇用情勢の悪化等により、生活保護受給者は、大幅に増加し続けており、保護に要する負担の増加が市財政を圧迫している。

また、生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な改正がなされないまま今日に至っており、少子高齢化や家族形態の変化など現在の社会構造に十分対応できず、生活保護に頼らず年金等で生活しているいわゆるボーダーラ

イン世帯よりも、結果として擁護されるという不均衡が生じていることから、これら不均衡を無くすべく早急に抜本的見直しが必要である。

については、次の事項について適切な措置を講じるよう国に働きかけること。

- (1) 生活保護が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うとともに、生活保護に至る前の段階の自立支援を図るための法整備を早急に行うこと。
- (2) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とすること。また、生活保護行政にかかる人件費・事務費の地方負担については、地方交付税によらず国庫負担金とすること。

17 食材の安全性確保について(共 通)

全国的に、食材の放射能汚染について関心が集まっている中、給食食材の安全性を再確認するとともに、より一層の保護者の不安解消のため、学校給食食材のスクリーニングを実施している。

しかし、なおも多くの保護者から学校給食で使用する食材について、放射能汚染を心配する声が寄せられている状況である。

については、保護者の不安を解消し、独自で放射性物質の検査を実施する必要がなくなるよう、給食食材を含む市場に流通する食材全般について、消費者が心から安心でき、安全性が実感できるよう検査対象を拡大した上で、継続的に国、県が連携し展開すること。

18 医療機関に係る消費税制度の改善について(共 通)

(甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市)

社会保険診療における消費税は、社会政策的な配慮から非課税となっている。

診療に必要な医療機器や薬品、医療材料などの購入時に、医療機関が支払う消費税5%は患者に転嫁することができないことから、控除対象外消費税、

いわゆる損税が発生し、病院経営上の大きな負担となっている。

今後、段階的な消費税率の引き上げに伴い医療機関は損税負担が倍増することとなり、医療提供体制の安定維持が困難になるなど、経営に大きな影響が出るものと懸念するところである。

については、医療機関に係る消費税について、診療報酬を非課税から課税(ゼロ税率課税)又は 26 年度診療報酬改定時に消費税増税分を加味して改定するよう、制度の見直しを国に働きかけること。

19 民生委員・児童委員の適正配置について(甲府市)

民生委員・児童委員の地区毎の配置は、市町村が定めることとなっており、これまで本市としても人口変化や高齢化率、児童生徒数とともに地域の福祉ニーズを予測する中で、3 年毎の改選期に修正を行ってきたところであるが、依然として地区毎の委員の定数と地域の福祉ニーズに格差が生じている。

こうしたことから、地区毎の委員適正配置を図る必要があるが、委員を増減させる場合の減員となる地区の抵抗感も極めて強い状況であり、このことは、県内の市町村の共通の課題と考えられることから、次期の改選年である平成 28 年に向けて、全県での適正配置に向けた計画の策定等、県のリーダーシップが重要である。

また、本市の民生委員・児童委員における業務負担が、改選期における委員選任の課題となっていることも指摘されており、次期改選期には更なる増員による充実を求めざるを得ない状況である。

については、県において、地区間の適正配置化に向けた全県的な計画の策定等を行うとともに、本市全体の民生委員・児童委員の定数の増員を図ること。

20 富士吉田市立看護専門学校への財政支援について

(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市)

看護師不足が続く中で、本看護専門学校は、開校以来、富士北麓・東部医療圏を中心に県内の看護師不足の解消に貢献しており、看護師確保に欠かせない重要な養成施設である。

現在、本看護専門学校は、財政面で極めて厳しい状況であることから、運営

経費の削減や検定料・入学金・授業料の引き上げによる自主財源の確保等に鋭意努めているが、抜本的な対策に至っていない状況である。

富士東部医療圏域の願いは、富士吉田市立看護専門学校が安定して学生を確保し、看護師を継続的にこの地域に供給することである。

については、富士・東部地域の唯一の看護師養成機関を継続して運営し、質の高い看護師を圏域に輩出していくため、看護専門学校運営費補助金の補助金限度額の撤廃又は増額をするとともに、本校の機能強化の一環として、県立大学への編入・大学院への指定校枠を設置するよう働きかけること。

21 富士・東部地域の動物愛護体制について(富士吉田市)

現在、動物愛護指導センターは中央市に設置されており、保護された県内の犬及び猫については最終的に同センターへ搬送されている。富士・東部地域は、富士・東部保健福祉事務所から動物愛護指導センターへ月2回搬送されているところである。

本市が保護した犬及び猫については、富士・東部保健福祉事務所を通して中央市動物愛護指導センターへ搬送しているのが通例となっているが、飼い主等が見つからない場合、負傷した犬・猫については、同センターへ直接搬送している。

本市から中央市にある動物愛護指導センターまでは片道1時間以上かかり、その間に負傷した犬・猫の容態が悪化する可能性があり、また、職員が事務手続きや搬送業務のために半日以上費やすことになるため、負傷した犬・猫の保護の観点から、また、事務処理の観点からも現在の対応には問題があると考えられる。

については、富士・東部保健福祉事務所において負傷犬・猫の治療をしていただけのような体制（民間獣医への治療委託等）を構築すること。

また、治療した犬・猫について搬送（月2回、定期的に行っているもの）回数を拡大すること。

22 東部地区の救急搬送について(都留市、大月市、上野原市)

東部地区において救急搬送は、広域的な課題である。

このため、県は、平成 22 年 12 月に「東部地区救急医療体制に関する意見交換会」を開催し、今後の課題解決に向け、東部地区救急医療体制に関する報告書がまとめられ、「さらに当地区内での救急患者の受け入れ率を高めるためには、現体制の中で関係機関が抱えている諸課題を解決していくことが重要であり、今後、病院、医師会及び行政機関は定期的な情報交換及び検討会を実施していくこと」と示されたが、現状、こうした情報交換及び検討会は設置されていない状況である。

については、今後の円滑な救急搬送と受入体制の構築のため、県において関係者による検討会を設置すること。

23 看護系大学の誘致への財政措置について(都留市、大月市、上野原市)

平成 25 年 3 月に策定された山梨県地域保健医療計画では、「県民すべてが、生涯にわたって健やかで安心して暮らしていくことができる社会づくりを目指し、県民自らの自主的な健康づくりへの支援や地域保健医療の総合的な体制整備に取り組む」ことを基本理念とし、看護職員の確保対策として、看護師等の養成に関する支援、看護師の定着対策などの施策が掲げられている。

看護師に対する需要は、平成 18 年 4 月の診療報酬改定で 7 対 1 入院基本料が設定されたことなどにより一層高まっており、公立病院を運営する多くの地方自治体においても、医師の確保と並び直面している行政課題となっている。

しかしながら、富士・東部医療圏の人口 10 万人当たりの看護師・准看護師数は県内圏域では最低であり、県平均、全国平均を大幅に下回っている状況である。

こうした中、都留市では県立高校の跡地を活用した「看護系大学等誘致事業」により、私立大学の看護学部が平成 28 年 4 月の開設を目指し、関係者間での基本協定が締結され、準備を進めているところである。

については、看護系大学等誘致事業は、富士・東部医療圏の看護師確保と医療環境の地域間格差の是正に資するものであり、山梨県地域保健医療計画の推進

に寄与することから、県の財政措置を講じること。

森 林 環 境 部

環境関係

1 容器包装リサイクルについて(共 通)

平成18年6月の容器包装リサイクル法の改正により、排出抑制推進員の委嘱、質の高い分別収集を行う自治体への資金の拠出システムの創設、事業者への罰則強化等がなされたが、拡大生産者責任については、必ずしも評価できるものとなっていない。

また、事業者の役割である「拡大生産者責任」が明確でないため、多種多様なワンウェイ容器等が製造されており、発生の抑制に全く繋がっていない状況がある。

こうした中、各市は、収集運搬、選別梱包及び保管が義務付けられ、これらの経費の負担や再商品化義務を免除される小規模事業者等に起因する再商品化費用についての負担が年々増大している。また、費用全体からすると市町村の負担割合が高くなっている。

については、次の事項について、国に働きかけること。

- (1) 分別基準適合物の再商品化における自治体負担分を全て事業者負担とし、加えて収集運搬費、中間処理費についても事業者に一定の負担を課すなど、拡大生産者責任を強化、徹底すること。
- (2) 容器包装を製造する事業者に対し、分別及びリサイクルが容易な製品を開発することの義務付けや、消費者の分別排出に係るインセンティブ導入の義務化など、生産者から消費、廃棄の過程において、より潤滑に資源が循環するシステムを構築すること。
- (3) ワンウェイ容器からリターナブル可能な同一規格による容器への移行を促進するとともに、デポジット制導入など事業者の自主回収を拡大するよう国に働きかけること。

2 家電リサイクルについて(共 通)

家電リサイクル制度は、平成 13 年 4 月の導入以来、10 年余りが経過し、一定の成果を上げてきているものの、当初から懸念されていた不法投棄は、依然として後を絶たず、その処理に係る市町村負担も増加しているのが現状である。については、次の事項について、国に働きかけること。

- (1) 5 年後の見直しを限定することなく再商品化費用については前払い制とするとともに、対象品目を拡大すること。

また、指定引取場所を増加すること。

- (2) 不法投棄が生じた場合の費用については、事業者負担とするとともに、事業者による不法投棄された機器の回収ルートを構築すること。

- (3) 特定家庭用機器を処分している不用品回収業者等に対し、市が法的根拠に基づき明確に指導できるよう、法的整備を図ること。

3 廃棄物処理対策について(共 通)

円滑な廃棄物処理を図るため、次の事項について国への働きかけを含め等適切な措置を講じること。

- (1) 廃棄物処理施設について

循環型社会形成推進交付金については、ごみ処理施設等の基幹的施設の更新等に対して十分な財政措置を講じるとともに、既存施設の解体撤去工事費において、跡地利用が未定の場合や廃棄物処理施設以外に利用される場合及び事業主体が代わった場合についても、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用も含めて交付対象とすること。

- (2) 不法投棄対策への財政支援について

県内各地域廃対協では、監視員を設置し、不法投棄の発見通報、監視のみ

を行っており、市では独自で、その後の撤去等の業務のためパトロール員を設置し対応しており、財政的負担は重くなっている。

また、これらに関連し廃品回収業者による、詐欺行為や不法投棄が増加すると思われることから、引き続き、警察による指導が必要である。

については、市独自で、撤去等の業務のため設置しているパトロール員の経費など、不法投棄対策への財政措置を講じること。

また、廃品回収業者による詐欺行為や不法投棄等の対策とし、車輛の登録制及び車輛への許可番号表示の義務付け及び罰則の強化など法的措置を講じるとともに、警察による指導強化を実施すること。

4 浄化槽等の普及促進について(共通)

生活排水処理の計画的な整備を促進するための汚水処理整備区域の見直しに伴い、浄化槽での処理区域が年々増加する傾向にある。

については、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の国及び県の交付率を引き上げ、市及び設置者の設置費用負担軽減を図ること。

5 笛吹市境川町寺尾地区における地域環境整備事業及び一般廃棄物中間処理施設建設事業について

(甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市)

笛吹市境川町寺尾地区における地域環境整備事業については、昨年、締結された基本協定及び過去の経過を踏まえ、県が主導して関係機関と連携及び地元との調整を図り事業を推進するとともに、ごみ中間処理施設建設事業について、情報提供・国庫補助金等の財源確保等必要な支援を継続すること。

また、一般廃棄物最終処分場事業については、並行して進められている、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合のごみ中間処理施設建設事業の稼動スケジュール（平成29年4月稼動）に影響のないよう円滑な推進を図ること。

6 南アルプスの世界自然遺産登録等について(共 通)

〔提言・要望部局 森林環境部・教育委員会〕

南アルプスの世界自然遺産登録の実現及び希少種の保護を図るため、次の事項について、国への働きかけを含め必要な措置を講じること。

(1) 南アルプスの世界自然遺産登録について

平成 19 年 2 月から、南アルプス国立公園を抱えている山梨県、長野県、静岡県の 10 市町村は、南アルプスの世界自然遺産登録の実現に向け、ステップアップとしてのユネスコエコパークへの登録等様々な活動を展開しているところである。

こうした中、本年 9 月、国は、南アルプスのユネスコエコパークへの推薦を決定し、世界自然遺産登録に向け大きく前進したところである。

については、富士山世界文化遺産登録と同様に南アルプスの世界自然遺産登録実現に向け、県と関係市町が一体となった活動を実施するとともに、県における支援と関係省庁への働きかけを継続して行うこと。

(2) 希少種の保護と自然環境監視体制の充実について

依然として希少高山蝶や国立公園内採取禁止植物の違法採取が後を絶たない状況である。

県では、希少高山蝶に限らず地域固有の種を保護するため、希少野生動植物種の保護に関する条例によりその保護に努めているが、指定及び特定野生動植物の種指定の見直しを行うとともに、県自然監視員の監視強化を図るなど、希少種の保護の充実強化を図る必要がある。

については、関係機関、関係者による合同パトロール等の定期的な実施をはじめ巡視に当たっては、環境省自然保護官事務所自然保護官、地元の警察署と連携し、事前協議を行いながら、通年巡視業務を実施するとともに、巡視報告については、県から地元自治体が報告を受けるなど連携した保全体制を整えること。

また、南アルプス林道沿いに生息するミヤマハタザオにクモマツマキチョ

ウの卵が産み付けられていることが調査で明らかになったことから、林道維持管理における草刈り作業は、専門家の助言を受け実施すること。

更に、ヤマトイワナの保全是、早川漁業共同組合とも協議を行い、巡視等の実施を徹底するとともに、治山工事等の契約において仕様書のなかに違法採取の禁止等明確に記載し、業者に指導すること。

7 有害鳥獣の駆除・防除対策について（共通）

〔提言・要望部局 森林環境部・農政部〕

近年、野生鳥獣の生息数の増大とともに分布域が拡大し、農林作物の被害が全国的に激増している。

特に、過疎化、高齢化の進展等による耕作放棄地の増加やコミュニティの崩壊等に伴い中山間地域を中心に、ニホンザルやニホンジカ、イノシシ等による農林作物の被害が増加しており、農作物の被害をはじめ、森林の剥皮、下層植生の消失、土壌流出など森林の生態系も破壊するなど、深刻な問題となっている。

こうした中、各市においては、地元猟友会と協定を結びカラス、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ等の有害捕獲、管理捕獲を行うとともに、農地等への防護柵・電気柵の設置等による農作物の被害防止等各種対策に鋭意取り組んでいるところである。

しかしながら、年々被害が増加する中で、有害鳥獣の駆除・防除対策への財源確保に苦慮している状況である。

また、地元猟友会も高齢化により会員が減少しており、若い世代の新規加入には、狩猟者登録経費の負担が大きいと、大きな障壁となっている。

猟友会は、有害鳥獣捕獲という施策を実施できる唯一の団体であり、その構成員の確保は、大きな課題である。

については、鳥獣の駆除及び防除対策の充実強化を図るため、次の事項について万全の措置を講じること。

(1) 猟友会への出動経費に対して県の財政措置を講じること。

(2) ニホンジカ以外の鳥獣の捕獲用のワナの購入に対して財政措置又は県によ

る器具の貸出しを行うこと。

(3) 年々捕獲頭数が増加する中で、狩猟者が減少、高齢化している現状を踏まえ、猟友会への依存を脱却する対応策として、個体数調整の鳥獣捕獲は、今後、研究機関や民間事業者、特定非営利法人等における業務として、組織的な運営と体制を検討すること。

(4) 鳥獣駆除を行う者への財政措置について、狩猟免許取得や銃所持許可、銃の登録、ハンター保険などの経費全般を補助金の対象とするとともに、各免許等の更新に対しても更新期間の延長や経費の補助など更新する際の費用負担が軽減できるようにすること。

また、猟友会に加入し、管理捕獲と有害鳥獣捕獲に携わっている狩猟者に対する狩猟税の減免措置を講じること。

(5) 獣害防止柵の設置延長により野生鳥獣による果樹・野菜・水稻等の農作物への被害の防止が図れるよう、国及び県鳥獣害防除事業の財政措置を拡充すること。

(6) 県において実施する高標高地域での特定鳥獣適正管理事業（管理捕獲）については、現行のニホンジカに加え、ニホンザル、イノシシを対象とし、財政措置も含め事業の充実強化を図ること。

(7) 有害鳥獣は、行政区域を越え広範囲に行動することから国・県単位での調査・対策を行うこと。また、近隣県と共同して捕獲及び食害防止策が実施できるように関係自治体で構成する広域組織を立ち上げるなど、県が主導的な役割を果たすこと。

(8) 捕獲した有害鳥獣個体の再利用や処分は、猟友会により埋設処分しているが衛生上の問題等踏まえ、焼却処分施設又は埋設処分地の設置を検討すること。

8 甲斐の木づかい推進事業について(共通)

平成 24 年 4 月から導入した森林環境税を活用して小中学校で使用する机や椅子に県産材を使用することにより県産材の利用促進を図る甲斐の木づかい推進事業は、学校施設等で使用する机及び椅子をセットで購入する場合に限って 1/2 以内(1 セット、30,000 円限度)の財政措置が講じられている。

しかし、学校では、机や椅子の破損箇所を修理交換しながら 10 年以上使用するのが普通である。

については、机の天板及び椅子の背もたれの交換修理についても補助対象とすること。

9 櫛形山(裸山)のアヤメ保全対策について(南アルプス市)

県自然記念物である櫛形山アヤメ平及び裸山のアヤメ群落地の保護保全対策については、食害防止ネットの設置等行う中で、毎年度裸山のアヤメの開花数が増加しており保全対策により一定の効果が表れている。

こうした中、裸山の山頂付近から南側斜面においてはニホンジカの通り道となっており、地面が露出し土砂崩落の危険性が高いことから、県では、土留め措置を行うが、植生の回復には当該地域への食害防止ネットを設置することが適切と考える。

については、県自然記念物であるアヤメの保全対策を図るため、裸山山頂付近一帯へ食害防止ネットを設置すること。

エ ネ ル ギ ー 局

1 新エネルギーの導入促進等について（共 通）

県では、地球温暖化対策条例に基づく地球温暖化対策実行計画、やまなしグリーンニューディール計画及びやまなしエネルギー地産地消推進戦略により本県の恵まれた自然環境を活かし、太陽光発電や水力発電等クリーンエネルギーの普及促進等図り、概ね2050年頃までに、県内で必要な電力の全てを、県内のクリーンエネルギーで賄う「エネルギーの地産地消」を目指して、計画的かつ積極的に取り組んでいる。

一方、各市においても市民への啓発活動はもとより太陽光発電、小水力発電の導入、住宅用太陽光発電システムの普及等温暖化対策、再生可能エネルギーの導入・普及促進に積極的に取り組んでいるところである。

については、低炭素社会実現に向け、次の事項について、国への働きかけを含め積極的な措置を講じること。

(1) 太陽光発電システムへの財政措置について

公共施設等への太陽光発電システムの導入には、国等の財政支援措置が講じられているが、厳しい財政状況の中で導入が図れない状況である。

については、県の財政支援措置を創設し、公共施設等への太陽光発電システムの導入を推進すること。

住宅用太陽光発電システムについて、より一層の普及促進を図るため、県の財政措置について、利子相当額への補助ではなく発電設備の設置規模に応じた国と同様の財政措置に拡充を図ること。

(2) 新エネ・省エネ機器等への財政措置について

一般家庭での新エネルギー及び省エネルギーの普及促進を図るためには、太陽光発電システムの現行制度だけでなく、県民の導入意欲を掻き立てるような施策が必要である。

については、一般家庭への太陽熱温水器やクリーンエネルギー自動車などの

新エネ・省エネ機器等導入への財政措置を講じること。

(3) 小水力発電の普及促進について

電気事業法施行規則の改正及び河川法施行令の一部改正により、一定の緩和策が図られているが、依然として許可手続等はかなりの事務量となっている。

また、設置機器が高価で普及が図りにくいのが現状であり、全量買取制度があっても規模が小さいと採算は取れず、今後、自然エネルギーを普及していくためには、財政措置を充実強化する必要がある。

については、小水力発電の普及促進を図るため、農業用水路（せぎ）等に現状のまま（流量を変えず）設置する小水力発電施設については、河川法の許可申請を不要とすること。

また、施設整備に係る財政措置を拡充すること。

(4) 木質バイオマス資源を利用した新エネルギーについて

県の面積の大半を占める森林や果樹地域から発生する木質バイオマス資源の利活用は、自然エネルギーの普及を図る有効手段である。

しかしながら、木質バイオマス資源をエネルギーに変換する設備は、大変高価で、原料を廃棄物扱いすると運搬コストも嵩み、エネルギーとして利用しても採算が取れないのが実情である。

については、木質バイオマス資源を原料とする新エネルギーの普及拡大を図るため、施設整備にかかる財政措置を継続、拡大するとともに、木質バイオマス資源の運搬は、廃棄物として取扱わないなど、規制緩和すること。

(5) 軽油混合 BDF（バイオディーゼル燃料）の非課税措置について

CO2 削減対策とごみの減量化事業の一つとして、一般家庭から廃食油を収集し、バイオディーゼル燃料を製造し、スクールバスの燃料として使用している。

この燃料は、低温で固まりやすい性状を有するため、低温流動性向上剤を用いても外気温が氷点下になるような条件下では、エンジントラブルを引き起こすことから、寒冷地域の冬季には、使用を控えるか又はバイオディーゼ

ル燃料に軽油を混合する必要がある。

しかし、軽油を混合する場合は、軽油引取税が課税されるため、製造コストが嵩むことから、製造を控えている状況である。

については、販売目的でなく、自己消費するバイオディーゼル燃料に限っては、軽油を混合しても非課税とすること。

観 光 部

1 公衆トイレ等の整備・更新・維持への財政措置等について(共通)

富士山の世界文化遺産登録は、国内外の人が富士山、山梨に目を向ける大きなきっかけとなり、県内各地で観光客が増加する傾向がある。また、今後も本県の観光振興、地域活性化への波及効果が期待される。

こうした中、観光地への公衆トイレの設置、既存公衆トイレの改修又は優しいトイレへの置換えは、急務であり、また、必要な観光施設の整備、改修等行う必要がある。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 観光客用公衆トイレや他の観光施設等の整備・更新・維持への財政措置を拡充すること。
- (2) 観光施設維持（清掃）等へのボランティアの積極的な活用を図ること。
- (3) 観光客用公衆トイレ等の施設位置の情報提供を行うとともに、観光客用公衆トイレ等への地域情報を掲載したパンフレット等を設置すること。

2 おもてなし森林景観創出事業について(共通)

おもてなし森林景観創出事業は、森林・山岳エリアにおける観光地の美しい森林景観形成や修景の要望に応えるため、県有林に限って、市町村の要望を調査し、選定会議により整備箇所を選定し整備を行っている。

こうした中、民有林内にも素晴らしい眺望ポイントがあり整備を図る必要があるが財政的に困難な状況である。

については、民有林内の整備についても財政措置を講じること。

また、眺望ポイントについては、そのポイントの紹介だけでなく、市町村の観光情報やプロフィールなども合わせて紹介すること。

3 富士山の保全・安全対策について(富士吉田市)

〔提言・要望部局 知事政策局・観光部〕(再掲)

富士山の世界文化遺産登録に当たって、ユネスコ世界遺産委員会から、平成28年2月までに、上方の登山道の受け入れ能力を研究し、その成果に基づく来訪者管理戦略を定めることや登山道及び関連する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めることなどが求められている。

また、世界遺産登録を機に富士山地域への来訪者が増加しており、富士山の安全対策が喫緊の課題であり、更なる環境整備が必要である。

については、富士山の保全・安全対策について、県が主導的に関係市町村をはじめ関係機関等との協議・調整を行うこと。

また、吉田口登山道の麓から五合目について、来訪者へ更なるおもてなしを図り、より安全・快適な登山となるよう、トイレや荒天時の待避所等の環境整備を行うこと。

農 政 部

1 戸別所得補償制度について(共 通)

我が国の農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など、危機的な状況から脱却するため、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生、食料自給率の向上を図ることを目的に、戸別所得補償制度が創設された。

現在、農業者戸別所得補償金額算出の基礎となる標準的な生産に要する費用は、全国一律になっている。しかし、平坦地と山間地では生産に要する費用は違っており、生産規模についてもその違いは明らかである。

全国一律の費用の設定では格差が生じ、中小農家を廃業に追い込む恐れがあることから地域実態を踏まえた制度の見直しが必要である。

また、県の主要作物である果樹についても、農業従事者の減少、高齢化、所得の激減など危機的な状況は同様であるにも関わらず、実質的に補償対象外となっている。

については、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るため、次の事項について国へ働きかけること。

(1) 全国一律単価ではなく、中山間地加算など地域の実情に配慮した制度に見直すこと。

(2) 果樹農家の経営安定のため、果樹を対象品目とすること。

2 有害鳥獣の駆除・防除対策について(共 通)

〔提言・要望部局 森林環境部・農政部〕(再掲)

近年、野生鳥獣の生息数の増大とともに分布域が拡大し、農林作物の被害が全国的に激増している。

特に、過疎化、高齢化の進展等による耕作放棄地の増加やコミュニティの崩

壊等に伴い中山間地域を中心に、ニホンザルやニホンジカ、イノシシ等による農林作物の被害が増加しており、農作物の被害をはじめ、森林の剥皮、下層植生の消失、土壌流出など森林の生態系も破壊するなど、深刻な問題となっている。

こうした中、各市においては、地元猟友会と協定を結びカラス、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ等の有害捕獲、管理捕獲を行うとともに、農地等への防護柵・電気柵の設置等による農作物の被害防止等各種対策に鋭意取り組んでいるところである。

しかしながら、年々被害が増加する中で、有害鳥獣の駆除・防除対策への財源確保に苦慮している状況である。

また、地元猟友会も高齢化により会員が減少しており、若い世代の新規加入には、狩猟者登録経費の負担が大きいと、大きな障壁となっている。

猟友会は、有害鳥獣捕獲という施策を実施できる唯一の団体であり、その構成員の確保は、大きな課題である。

については、鳥獣の駆除及び防除対策の充実強化を図るため、次の事項について万全の措置を講じること。

- (1) 猟友会への出動経費に対して県の財政措置を講じること。
- (2) ニホンジカ以外の鳥獣の捕獲用のワナの購入に対して財政措置又は県による器具の貸出しを行うこと。
- (3) 年々捕獲頭数が増加する中で、狩猟者が減少、高齢化している現状を踏まえ、猟友会への依存を脱却する対応策として、個体数調整の鳥獣捕獲は、今後、研究機関や民間事業者、特定非営利法人等における業務として、組織的な運営と体制を検討すること。
- (4) 鳥獣駆除を行う者への財政措置について、狩猟免許取得や銃所持許可、銃の登録、ハンター保険などの経費全般を補助金の対象とするとともに、各免許等の更新に対しても更新期間の延長や経費の補助など更新する際の費用負担が軽減できるようすること。

また、猟友会に加入し、管理捕獲と有害鳥獣捕獲に携わっている狩猟者に

対する狩猟税の減免措置を講じること。

- (5) 獣害防止柵の設置延長により野生鳥獣による果樹・野菜・水稻等の農作物への被害の防止が図れるよう、国及び県鳥獣害防除事業の財政措置を拡充すること。
- (6) 県において実施する高標高地域での特定鳥獣適正管理事業（管理捕獲）については、現行のニホンジカに加え、ニホンザル、イノシシを対象とし、財政措置も含め事業の充実強化を図ること。
- (7) 有害鳥獣は、行政区域を越え広範囲に行動することから国・県単位での調査・対策を行うこと。また、近隣県と共同して捕獲及び食害防止策が実施できるよう関係自治体で構成する広域組織を立ち上げるなど、県が主導的な役割を果たすこと。
- (8) 捕獲した有害鳥獣個体の再利用や処分は、猟友会により埋設処分しているが衛生上の問題等踏まえ、焼却処分施設又は埋設処分地の設置を検討すること。

3 未来の農業を担う担い手の確保・支援について(共通)

持続可能な力強い農業の実現に向け、市では、国・県の支援策を活用しつつ各種施策に取り組んでいるところである。

こうした中、青年就農給付金については、多くの新規就農者が土地所有要件が満たせず本制度を活用できない状況である。

については、意欲ある若者の就農を支援し、持続可能な農業を実現するため、現行、親子間であっても所有権移転をする給付要件を賃借権でも可能となるよう給付要件の緩和を図ること。

4 農村地域における新エネルギー導入促進について(共通)

中山間農村地域の農地は、日当たりは良いが、農地に占める畦畔率が高く、農業従事者の高齢化に伴う草刈り等の管理が負担になっている。

特に傾斜地の畦畔法面の管理負担は、平坦地に比べ作業時間で1.5倍、費用面で2倍となるとの試算もあり、併せて、高齢者にとって急傾斜地での作業は、危険かつ肉体的負担が大きく、農業生産力の阻害要件や遊休農地の発生原因にもなっている。

については、農村での新エネルギー導入促進と農家の経営安定を図るため、農地の有効活用の面から未利用地である畦畔法面部分に限り、太陽光パネルの設置利用を可能とすることを国に働きかけること。

5 甲府市地方卸売市場施設整備への財政支援について(甲府市)

国では、第9次中央卸売市場整備計画において、地方卸売市場転換後に行う交付対象施設の整備については、中央卸売市場に準じる形で国庫補助金の交付対象としており、本市場でも平成24年度は低温売場の設置工事を行うとともに、平成25年度からは機能強化を目的とした市場冷蔵庫施設の大規模改修工事を進めているところである。(平成25年度～平成27年度)

また、既存の関連店舗施設を改築し、市場の青果物や水産物の提供、さらには食堂施設や食に関する様々な情報発信ができる総合食品センター機能付加施設(仮称 賑わいのある市場づくり施設)の整備を計画しているところである。

市場は、県下一円を供給圏としており、県民への生鮮食料品等の安定供給を図る上で、非常に重要な役割を担っており、引き続きこの役割を果たすためには、市場機能のより一層の充実・強化が求められるとともに、卸売市場としての付加価値向上を目指す必要がある。

については、県民への安全で安心な生鮮食料品の安定供給を図るという本市場の役割をこれまで以上に果たしていくため、施設整備及び市場活性化に対し、引き続き、国からの交付金を確保するとともに、県の財政措置を講じること。

6 甘草等、薬用作物の安定供給に向けた支援について(甲州市)

国内の漢方薬等に使用される薬用植物の約8割が中国を中心とした輸入に頼っている現状のなか、国内での薬用植物の栽培・生産の拡大は急務となっている。

一方、従来の薬用作物栽培は少量多品目生産が主流で、栽培技術等が確立されているとは言えない現状にあり、漢方薬は、原材料の品質によって大きく左右される特徴を持つため、産地の気象条件に合った栽培技術の確立は最重要課題となっている。

本市においては、「全国甘草栽培協議会」を立ち上げ、栽培と商品化に向けた研究をスタートしたところであるが、まだ先進事例も少ないことから、本事業の推進に向けて、人的・財政的な課題が山積している状況である。

については、次の事項について、国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

- (1) 甘草をはじめとした薬用植物の栽培と商品化に取り組む、または取り組もうとする農業者や自治体に対する必要な支援を行うとともに薬用植物知識や経験を持つ指導者や技術者の育成に対して支援を行うこと。
- (2) 甘草栽培に必要な機械、施設整備に対する補助制度を創設すること。

7 豊富地区における農業基盤整備事業について(中央市)

本市南部に位置する豊富地区は、平成15年から中山間地域総合整備事業が実施され、農業生産基盤整備が行われたが、再度地域の生産条件を見直し、農業用水路の能力向上、遊休農地の解消、農作物の輸送経路及び施設の老朽度調査を行い、輸送の効率化を図る上で農道を整備する必要がある。

こうしたことから、農業生産基盤事業として、平成25年度から平成H26年度にかけて、現地説明会、現地調査を実施し路線を決定し、平成26年7月頃には事業計画の策定に入り、国のヒアリングを受け、平成26年10月には県の事前評価を受け、法手続きを取る計画であり、事業実施は、平成27年度から平成

32 年度を予定している。

については、農業生産基盤事業の導入にあたり、必要な措置を講じること。

8 宇坪川排水路の改修について(中央市)

昭和 40 年代前半に、県営かんがい排水事業 今川地区（宇坪川排水路工事）として位置づけられ、田富村土地改良区として事業を実施したが、主要地方道 韮崎南アルプス中央線までは整備が終了しているが、その北側は未だ、未整備になっている。

については、老朽化が進みブロック（空積み）が所々崩れている状態で通学路にもなっており、また、災害時等（大雨）増水時に危険が伴うため、早急に整備を行うこと。

県 土 整 備 部

1 下水道の整備促進について（共 通）

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の本県での普及率は、平成 23 年度末で 61.8% と前年度より 0.7%伸びているものの、全国平均の 75.8%に比べ未だ下回っており、今後一層整備の促進を図る必要がある。

しかし、厳しい財政状況の中で自主財源の制約もあり事業の計画的な推進が図れないのが実情であり、加えて、これまでの地方債の長期にわたる償還など、将来にわたり市財政を逼迫させている。

また、長期に亘って下水道の整備を進めてきたが、施設の老朽化による改築更新の時期を迎えており、今後は維持管理費の増加が懸念される。

更に、合併市町村では、合併後 10 年間、補助対象となる排水基準等を、合併前の市町村単位の基準が適用できる特例措置を受けているが、特例措置が受けられなくなる合併後 10 年からは、合併後の市単位とする高い補助対象の基準が適用され、補助事業が大幅な減額となり、下水道事業の進捗に著しい影響を与えるものと懸念される。

については、下水道の整備を効率的・効果的に実施するため、各種補助制度の創出、採択基準の緩和、国庫交付金の交付率の引き上げ及び対象範囲の拡大を図るとともに、予算額を確保するよう国に働きかけること。

また、合併市町村の特例措置を延長するよう国に働きかけること。

2 リニア中央新幹線の早期実現等について（共 通）

〔要望部局 リニア交通局・県土整備部〕（再掲）

東京、名古屋、大阪間の時間距離を大幅に短縮するリニア中央新幹線は、交流と産業経済を一層促進するなど、大きな波及効果が期待されている。東京、大阪間の二重系化による災害に強い国土づくりに大きく貢献できるなど、国家的見地からもその実現は緊急を要するものである。

また、本県にとっても、観光産業の振興をはじめ様々な経済効果が期待され、暮らしやすさ日本一の県土形成に大きく寄与するものである。

こうした中、平成 23 年 5 月に、リニア中央新幹線の整備計画路線に格上げされ環境影響評価が進むとともに、営業・建設主体の JR 東海が、東京都・名古屋市間の概略ルートや駅位置を公表し、駅として必要な施設の建設負担を表明するなど、リニア中央新幹線の実現に向け新たな段階に入ったところである。

一方、リニア実験線については、本年 8 月から、実験線全線 42.8km（笛吹市～大月市～都留市～上野原市）において、新型リニア車両 L0 系を使った走行試験を開始したところである。

については、リニア中央新幹線の早期実現に向け、次の事項について、事業主体への働きかけを含め必要な措置を講じること。

- (1) 山梨リニア実験線における実用化確認試験を着実に実施するとともに、超電導リニア試乗会を早期に再開すること。
- (2) 明かり区間の高架にフードをかぶせる場合は、景観に配慮してリニアの走る姿が見え、また、リニアに乗っている乗客からも甲府盆地の景色が見えるよう透明なフードにするなどの工夫をすること。
- (3) リニア駅と甲府駅周辺との円滑な移動の確保をはじめ県内主要拠点とのアクセスを整備するとともに、リニア駅周辺のまちづくりについては、地域との協議を十分行い方針を策定すること。
- (4) リニア新駅の利用者の利便性の向上や地域の活性化、産業・観光の振興を図るため、リニア中央新幹線の建設工事用に整備される側道を橋梁も含めて県道の一路線として整備すること。また、併せて側道と並列した歩道を整備すること。
- (5) リニア見学センターの再整備に当たっては、周辺整備についても併せて配慮され、地域の観光資源の核としてその魅力が地域に十分に享受されるよう、安全性、快適性、利便性に十分配慮した交通網（中央自動車道側道の県道昇格、井倉地内の国道 139 号都留バイパスから分岐する県道バイパスと現国道 139 号線が交差する古川渡交差点から中央自動車道側道までの新たな

な道路整備及び大月インターチェンジ付近からリニア見学センターのある都留市小形山地域への円滑なアクセスを目的とした道路新設)を整備すること。

3 道路整備促進のための財源の確保及び自転車道の整備について(共通)

道路は、人々の暮らしを支える最も身近な社会基盤として、生活の利便性・安全性・快適性向上のための多様な役割を担っている。

本県においては、人や物の移動の殆どを自動車交通に頼っている状況にもかかわらず、道路整備が依然として立ち後れており、その整備を望む住民の声は非常に強く、真に生活の豊かさやゆとりを実現し、活力と個性にあふれた地域づくりを進めるため、道路整備は重要かつ喫緊の課題となっている。

また、防災対策の観点からも、日常から既設道路の維持・修繕など、適切な管理の重要性が指摘されているところであり、万が一、被災した場合には、住民の救援や施設の復旧に道路は不可欠な生命線である。

更に、近年、自転車は、環境負荷の低い交通手段として見直され、健康志向の高まりを背景に、通勤など自転車利用が増加する中で、交通量の多い道路では危険が増している。

については、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方の意見を踏まえ、真に必要としている道路整備を遅らせることがないように、従来の臨時地方道整備事業債相当の財政措置を講じるなど、道路整備(維持・修繕費、トンネル及び橋梁の点検、長寿命化等の安全対策を含む)のための財源を確保するよう国に働きかけること。

また、自転車が安全で快適に通行ができ、歩行者の安全性が高まるよう、道路改良の際は、自転車道を併設した道路を計画すること。

4 中央自動車道の拡幅について(共通)

中央自動車道は、昭和 57 年の全線開通以来、我が国の三大都市圏を結ぶ大動脈として、山梨県の産業・経済・文化・観光等の向上に大きく寄与してきたところである。

しかし、近年の自動車輸送を主体とする物流体系、さらには、観光、スポーツ、レジャー、文化活動等の活発化や広域化、国際化により、交通需要は増加しており、交通渋滞が大きな社会問題となってきた。

大月 JCT から上野原 IC 間の拡幅整備は完了したが、上野原以東、特に小仏トンネルを先頭とした渋滞が解消されておらず、その対策は急務である。また、他の箇所についても機能増進のための改良等の促進が必要である。

また、昨年 3 月に発生した東日本大震災により、高速道路の「命の道」としての役割が改めて認識され、その早期の整備・改良等が極めて重要となっている。

については、上野原 IC から首都圏中央連絡自動車道と接続する八王子 JCT 間の渋滞解消を図るため、拡幅整備（計画を策定）すること等について、国をはじめとした関係機関に働きかけること。

5 中部横断自動車道の整備促進について（共通）

高速道路は、広域物流や地域間の交流・連携に大きな役割を果たし、地域の活性化を図るうえで極めて重要な社会経済基盤であり、ネットワークを形成してこそ本来の機能を発揮できるものであるが、未だ欠落区間があり、十分機能していない状況である。

更に、災害時の緊急輸送路・避難道路として必要であるとともに、高次医療機関へのアクセスなど救急活動の円滑化にとっても不可欠である。

中部横断自動車道については、これまで脆弱であった県内南北交通軸の高速化を図るとともに日本列島の中央部において太平洋側と日本海側を結び、また、北関東 3 県及び甲信越 3 県を結ぶ「関東大環状連携軸」を支える交通基盤の一部を形成することにより、これらの地域の産業・文化・学術等の発展に大きく寄与する重要な路線であり、国が責任をもって着実に整備を進めていくことが必要である。

については、中部横断自動車道の整備促進に向けて次の事項について、国等へ働きかけること。

- (1) 事業中区間(増穂 IC から吉原 JCT)の平成 29 年度までの早期完成

(2) 基本計画区間(北杜市から佐久穂町)の整備計画区間への格上げ

(3) 観光・産業活動の広域化等に寄与する地域活性化インターチェンジの追加

6 地域高規格道路の整備促進について（共通）

高規格幹線道路に準ずる規格で整備する地域高規格道路の整備は、地域発展の核となる都市（圏）の育成や広域交流拠点との連携等、地域の自立的な発展を図るためには、必要不可欠である。

このため、本県においては、甲府都市圏における交通の円滑化、甲府市と周辺拠点との連携強化を図るための「新山梨環状道路」及び埼玉県と甲府市とを連絡するとともに、新山梨環状道路を介して広く北関東地方と東海地方を結ぶ新たなネットワークを形成するための「西関東連絡道路」の整備が進められている。

また、平成 10 年に、甲府圏域と富士北麓を短時間で結ぶ「甲府富士北麓連絡道路」が地域高規格道路の候補路線に指定された。

については、広域的な交流を促進し、沿線地域はもとより県全体の産業・経済・生活文化に多大な恩恵をもたらすことが期待される各地域高規格道路の整備促進に向け、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 新山梨環状道路の早期実現

- ・ 直轄事業による北部区間全線の早期事業着手
- ・ 東部区間の早期事業完成
- ・ アクセス道路の整備促進
- ・ 笛吹市通過予定区間周辺住民の水害、地域分断、農作物への被害、大気汚染、騒音・振動等の不安への配慮(地域の実情に応じた道路構造や安全性)

また、詳細設計時には、住民から安全性が得られる計画となるよう住民の意見を尊重すること。

- ・ 甲府盆地周辺に河川の氾濫による洪水被害が発生したとき、新山梨環状道路の高架部分を洪水時緊急避難場所として周辺市民等が自主的に避難できる環境や体制を確保すること。

(2) 西関東連絡道路の早期実現

- ・ 調査区間の整備区間への格上げ
- ・ 事業中区間(万力 IC から岩手 IC)の平成 27 年度までの早期完成
- ・ 岩手 I.C 以北の早期計画策定

(3) 甲府富士北麓連絡道路の早期実現

- ・ 計画路線への早期格上げとその後の新山梨環状道路への接続の実現

7 国道・地方道の整備促進等について(共通)

(甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韭崎市、南アルプス市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市、中央市)

健全でゆとりある日常生活を支える基盤施設である道路について、渋滞対策、物流の効率化、災害対策及び利便性の向上等に対応し、地域の生活交通の円滑化を促進するため、次の路線の整備促進を図ること。

甲府市

(1) 都市計画道路和戸町竜王線の整備促進について

現在、本市で事業中である和戸町竜王線中央四丁目工区及び県の代行事業により整備を進める中央五丁目工区・城東工区は、中心市街地の活性化に寄与する路線として、また、東西を結ぶ幹線道路として、早期整備が求められている道路である。

昨年度より、本市では用地買収を進めているところであるが、国からの交付金が要望どおり確保できない状況から、事業の進捗が遅れることが懸念されている。また、県においても同じく国からの交付金が確保できない状況であるため、事業の遅れが懸念される。

については、和戸町竜王線の 1 日も早い開通は、地元住民をはじめ市民の切実な願いであるため、国からの交付金を確実に確保するとともに、中央五丁目工区・城東工区を早期に開通すること。

富士吉田市

(2) 避難路の整備について

富士山火山災害等の広域避難については、国道及び中央自動車道富士吉田線、県道等の主要道路を利用することになるが、国道 137 号・139 号については、幅員が狭く週末や行楽シーズン、朝夕の交通渋滞が激しい状況である。

については、有効な広域避難道路について、河口湖Ⅱ期バイパスに接続する吉田河口湖バイパス(新倉トンネル)の早期完成、(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジの早期整備及び新たな御坂トンネルの整備を促進するとともに、避難に有効な県道の整備及び市町村道の整備に対して財政措置を講じること。

(3) 中央自動車道富士吉田線のスマート IC へのアクセス道路について

現在、(仮称)富士吉田北スマート IC については、平成 23 年 4 月から事業化され、着実に事業が進んでいるところであるが、スマート IC の連結道路である県道富士吉田西桂線は、富士北麓と東部地域を結ぶ重要な広域幹線道路でもある。

については、県道富士吉田西桂線上暮地バイパスについては、スマート IC の供用時期と整合を図る中で完成すること。

また、幹線道路ネットワークの確立のため、県道富士吉田西桂線上暮地バイパスの富士見通り線方面の延伸を図ること。

(4) 国道 138 号の 4 車線化の整備について

今般、先行整備区間である上宿交差点から富士見公園前交差点まで、事業化されたところであるが、本路線が渋滞緩和や歩行者への安全確保、また、富士山火山災害や東海地震など大規模災害時の避難・輸送道路として重要な役割を担うこと等に鑑み、これらの地域課題の解決を図るため、早期に完成すること。

(5) 国道 139 号金鳥居北電線類地中化事業について

平成 22 年 11 月には市街地を横断する中央通り線が供用開始され、これに続き市道新倉南線と吉田河口湖バイパス(新倉トンネル)が完成すれば、御坂路から河口地区を経由し、市の中心部へのアクセスが完成することとなり、中央通り線と国道 139 号が交差する中曽根地区は上吉田地域の北の玄関口になり、重要な交通の拠点となる。

この地区は古くから富士山信仰で栄え、北口本宮富士浅間神社の門前町として発展してきた歴史的背景があり、既に電線類の一部地中化がされた金鳥居南側と一体的な整備が進むことにより、地域の歴史の再認識、活気あるま

ちづくりの推進、富士山の眺望が開ける富士山観光の拠点となる。また、幹線道路（中央通り線）の整備に伴い、多くの人や車両の流入が見込まれており、現状の歩道や車道では幅員等が狭隘であり、歩道の整備や、車道の拡幅による交通安全対策が急務である。

については、国道 139 号金鳥居北から中央通り交差点までの区間約 300m について、電線類地中化事業並びに国道 139 号の拡幅整備を行うこと。

都留市・大月市

(6) 中央自動車道側道の県道昇格及び大月都留連絡道路の整備について

東部地域の富士吉田市から大月市までの幹線道路は国道 139 号のみであり、朝夕の通勤時には、相変わらず渋滞が続いているため、これを避け狭隘な中央自動車道側道を利用する車は依然として多い。

また、リニア見学センターの再整備及び(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジの設置が予定されており、安全性、快適性及び利便性に配慮した交通網の整備が必要である。

については、交通量が増加する本側道を県道に昇格させ、富士吉田市から大月市へ通じる幹線道路として充実を図ること。

また、古川渡地内の現国道に国道バイパス及び県道バイパスが交差する交差点から側道までの新たな道路を整備することにより、側道の機能を向上させるとともに大月インターチェンジに直結する側道の延長工事を県事業として計画すること。

都留市

(7) 県道都留道志線の改良について

八幡橋付近は、幅員が狭く線形も悪いことに加え歩道がないことから円滑な通行と歩行者・自転車の安全性が確保されていないため、橋の架け替えを含めた道路改良を行うとともに、住吉橋交差点から熊井戸入口までの区間は、児童・生徒の通学路になっているが、幅員が狭いことから大変危険性が高くなっているため、歩道設置を含めた道路の拡幅を行うこと。

(8) 県道戸沢谷村線の改良について

国道バイパスが禾生まで延伸されたことにより、利便性の向上に伴って交通量が一層増加しているところである。

については、一部拡幅改良が行われたものの、人家の連なる箇所での未整備区域が多く、歩行者の通行は非常に危険な状況となっていることから、都留教習所から中野橋までの間の歩道設置を含めた早急な拡幅改良を行うこと。

(9) 県道四日市場上野原線の改良について

国道都留バイパス交差点付近から与縄橋までの区間及び旭小学校から曾雌地内落合橋付近までが特に狭隘で歩道も整備されていない。

については、確実な通学児童・園児の安全と沿線住民の安心を確保するため、歩道を含む拡幅改良を早急に行うこと。

(10) 県道大野夏狩線の改良について

採石場やレジャー施設へ向かう大型車の通行が多く円滑な通行が出来ない状況である。

については、一部拡幅改良が進んでいるが、国道 139 号交差点から宮下橋までの改良については事業化にいたっていないため、特にこの区間の歩道設置を含めた拡幅改良を行うこと。

(11) 県道高畑・谷村停車場線及び大幡・初狩線の改良について

県道高畑・谷村停車場線と県道大幡・初狩線の交通量が大変多くなり、特に両県道の三又路付近は、幅員が狭く、また、児童の通学路にもなっており、円滑な通行と歩行者・自転車の安全性が確保されていないため、三又路及び歩道設置を含めた道路改良が必要である。

また、県道大幡・初狩線は、都留市と国中方面を結ぶ連絡道としての役割や宝バイパス開通により運搬経路としての役割が増え、交通量が大変多くなってきており、都留市側の狭隘部の道路改良が必要である。

については、県道高畑・谷村停車場線と県道大幡・初狩線の三又路を含む狭隘区間について、早期に道路改良整備するとともに、県道大幡・初狩線の中央都留カントリー倶楽部から、県道高畑・谷村停車場線交差点まで、早期に

道路改良整備すること。

大月市

(12) 国道 20 号バイパスの早期完成について

本市は、平坦な土地が少なく桂川(相模川)や JR 中央線及び中央高速道路や国道 20 号が市内を横断し、これらに架かる橋りょうの耐震化整備については多額の費用が見込まれるため県・国に支援を要請しているが、国道 20 号バイパスは、第 1 期工事が完成後、予算確保ができず事業が停滞しており、国道バイパスと国道 139 号の大月 2 丁目交差点付近は、朝夕の通勤時には都留市、大月方面との両側からの渋滞が続いている状況である。

については、桂川(相模川)に掛かる国道 20 号大月橋は、道幅が狭く、大地震時の耐震性への不安、県東部地域の中核病院として機能の発揮及び渋滞の解消対策のため、国道 20 号バイパスの第 2 期工事を早期に事業着手すること。

また、中央自動車道笹子トンネル事故の影響により、国道 20 号が大渋滞となり、沿線住民の生活に支障を来したことから、大月インターチェンジより西側のバイパス整備の早期計画と笹子トンネルの老朽化を踏まえた抜本的な整備を行うこと。

韮崎市

(13) 国道 20 号の交通安全対策について

国道 20 号は、交通量が非常に多い状況の中、栄一丁目交差点から甲斐市方面は 4 車線化が完了しており、歩道も整備され安全対策が図られているが、栄一丁目峡北消防本部西交差点から船山橋北詰交差点までの間は歩道が無い区間や狭い区間があり、歩行者や自転車通行者にとって危険な状況である。

については、歩行者や自転車通行者の安全確保を図るため、路肩幅員の増や歩道新設及び拡幅を行うこと。

(14) 県道北原下條南割線の道路改良・歩道設置及びバイパス化（大草町下條東割地内）について

大草町下條東割及び下條西割地内は、狭隘と急カーブで見通しが悪く歩道

が無いため歩行者や自転車の安全確保が図れない状況である。

については、狹隘箇所の拡幅改良や歩道設置を行うとともに、一部区間のバイパス化について早期に事業着手すること。

南アルプス市

(15) 韮崎南アルプス中央線の整備について

バイパス路線として、有野バイパス整備事業が進められているが、既存の主要地方道の交通量も多く道路利用者の安全確保のためにも、早期の供用開始を図るとともに、南進し市道への接続を行うこと。

笛吹市

(16) 県道藤垚石和線のバイパスの整備について

現在、(仮称) 笛吹スマート IC は、平成 28 年度、砂原橋は周辺取付道路も含め平成 26 年度の供用開始を目途に整備を進めているところである。

しかしながら、現在の県道藤垚石和線は、県道甲府笛吹線と T 字路状態であり、変則的に県道甲府笛吹線と重複し、境川町方面に接続しているため、本来の整備効果が期待できない状況である。

また、整備完了後は、甲府地域と峡東地域及び若彦路を利用した富士河口湖地域への主要幹線道路ネットワークとして交通量の増加が予測される。

については、今後整備される道路を有機的に機能させるためには、広域的な幹線道路ネットワークを整備する必要があるため、県道藤垚石和線を県道甲府笛吹線 T 字路から砂原橋取付道路へ延長整備すること。

(17) 一般県道笛吹市川三郷線の整備について

平成 22 年 3 月に「若彦トンネル」が開通して以来、本道路の交通量の増加を踏まえ、県では、現在、御坂町、八代町両竹居地内のカーブ修正に取り組んでいるが、山側の芦川地域につながる箇所については、カーブも多く、大型バス等の通行が困難な状況である。

については、カーブ修正、さらにはルート等の検討も含め、整備を行うこと。

北杜市

(18) 県道横手日野春停車場線の整備について

駒城橋周辺については、大武川に流域最大の右支流である石空川が合流する場所である。

昭和 34 年災には前駒城橋が流出し、昭和 57 年災においては桁下高が低く橋脚数も 4 本と多いため、流木が桁にかかり橋が堰堤となり極めて危険な状態になったところである。

については、集中豪雨が発生した場合には、この付近の堤防が破壊される危惧があり、武川町全域に影響を及ぼし大災害となり、人的被害も予想されるので、住民の安全確保を図るとともに、治水の観点からも、早期に駒城橋を架け替えること。

(19) 県道駒ヶ岳公園線の横手バイパスについて

白州町横手地内では、集落を南北に通過しており、沿線には人家が連担し、狭隘で見通しも悪いため、住民の日常生活及び生徒の通学等大変危険な状況にある。

また、今後、広域営農団地農道が全線開通すると、更なる交通量の増加が予想される。

については、本路線を早期に整備し、住民の安全確保と農道開通後の渋滞緩和を図ること。

(20) 県道茅野北杜葦崎線の整備について

長坂町長坂上条地内の本路線は、長坂町、小淵沢町、白州町を連絡している幹線路線であるが、平成 22 年度に県道長坂高根線との交差点部は改良整備されたが、J R 中央線下のガードは、狭隘で見通しが悪いため大変危険な状態にあり、今後、ふれあい支援農道が供用開始した場合、更なる交通量の増加が予想される。

については、JRのガードを含む交差点改良の早期実現により、住民の安全確保と開通後の渋滞緩和を図ること。

(21) 国道 141 号（高根町長沢地内）道路拡幅改良工事の早期着工について

高根町長沢地区を縦貫する国道 141 号は、長野県小諸、佐久方面から都市

圏に向けて重要な幹線道路であると同時に、この地区は清里等観光施設も多くシーズンには観光客の車両等で渋滞が発生している。また、歩道等も未整備であり地域住民の安全確保が懸念され、特に、長沢交差点については見通しも悪く右折レーンも未整備であることから、交通事故也多発している状況である。

については、住民の安全確保、渋滞緩和を図るため、この地域における交差点改良を含めた国道 141 号改良について早期に事業着手すること。

(22) 県道箕輪須玉線の整備及び増富若神子線の交差点改良工事について

須玉町若神子地内を縦断している県道箕輪須玉線と横断している県道増富若神子線の交差点（若神子上交差点）は、大型車を含む多くの車両が通行しており、狭隘な道路のため地域住民の日常生活において大変危険な状態にあるとともに、この交差点は、須玉小学校や須玉中学校への通学路になっているにもかかわらず、歩道が整備されていないため、通学する児童や生徒をはじめ、歩行者にとっても危険な状態である。

については、通行車両から歩行者の安全確保を図るため、県道箕輪須玉線及び増富若神子線（若神子上交差点）について、早期に事業着手すること。

また、本路線北杜市須玉町穴平地内は、高根町と須玉町を連絡している地域の幹線道路であり、一部の区間において平成 20 年度及び平成 21 年度に拡幅整備されて以降、整備が進んでいない状況である。未整備の区間においては、集落内の狭隘な道路でカーブも多いため、地域住民の日常生活において大変危険な状態にある。

こうした中で、北杜市義務教育振興実行委員会からも車道拡幅等の要望が出されており、通学する児童や生徒をはじめ、歩行者の安全確保が求められているところである。

については、地域住民の安全確保を図るため、県道箕輪須玉線（須玉町穴平地内）の拡幅整備について、継続して拡幅整備の促進すること。

(23) 県道日野春停車場線の整備について

本路線は、国道 20 号（武川町）と国道 141 号（須玉町）を連絡している幹線道路であり、現在、下和田橋の整備が進められているが、薬師堂橋から国

道 141 号への合流については、右折車両の渋滞により交通流に障害が発生している。

また、大型車両の通行も多く、橋を渡る歩行者については非常に危険な状況である。

については、幹線道路の交通流の確保及び地域住民の安全確保を図るため、県道日野春停車場線の薬師堂橋周辺の整備について、継続して拡幅整備を促進すること。

(24) 県道葦崎増富線（明野町上手地内）の整備促進について

本路線は、国道 141 号（葦崎市藤井町）から北杜市（明野町を経て須玉町北部）に連絡している幹線道路であり、特に明野果実集出荷所前交差点からアジア燃料明野給油所までの区間については、狭隘で急なカーブになっているため、大型車両のすれ違いに支障を生じており、歩行者に対しても大変危険な状態となっている。

については、幹線道路の交通流の確保及び地域住民の安全確保を図るため、県道葦崎増富線（明野町上手地内）の整備について、バイパス案を含めた整備を促進すること。

上野原市

(25) 県道の危険箇所の解消の優先について

健全でゆとりある日常生活を支える基盤である道路について、順次整備を進めているところであるが、各種危険箇所の解消、渋滞の解消、物流の効率化などを図るため、さらなる整備促進が求められている。

また、近年は、防災意識の向上に伴い、災害時に主要な役割を担う県道の安全性確保に、市民の関心が寄せられている。

については、市内の県道整備に当たって、市や地域と情報を共有するなどの連携を図る中で、県道四日市場上野原線の上野原駅跨線橋南側線形改良の早期実現をはじめ減災の観点から狭隘箇所の解消（特に県道四日市場上野原線の秋山地内及び桂川大橋付近、県道野田尻四方津停車場線の国道 20 号～大野貯水池、県道桐原藤野線）や落石・落盤危険箇所の解消（県道上野原丹波山線や県道上野原あきる野線）などを優先して行うこと。

また、通学路となっている県道の安全性向上、危険箇所の解消等図ること。

山梨市

(26) 県道塩平窪平線の拡幅改良について

牧丘町北西部地域と中心地を結ぶ路線だが、防災上の危険箇所や通行の安全に支障のある箇所があり、通行の円滑化と安全性の確保が必要であり、順次改良が進められているところである。

については、今後とも引き続き狭隘箇所等の解消に向け取り組むこと。

特に、未整備区間である牧丘町西保中地内の早期工事着手と整備区間全体を早期に完成すること。

(27) 県道柳平塩山線の整備について

順次改良が進められているが、今後とも引き続き狭隘箇所等の解消に向け、柚口地区の早期整備、堀の内地区の笛川中学校から牧丘第一小学校の区間及び新たに県道となった琴川ダムまでの区間の整備すること。

(28) 国道 140 号岩手橋西詰交差点の改良について

国道140号岩手橋交差点の西側道路は、山梨市道だが笛吹川右岸の堤内地側が低いため、国道から急勾配の下り坂となっている上に、幅員も狭いく交差点改良が必要な状況となっている。

また、本交差点の西側は急勾配で滞留箇所も確保されてないため、朝夕を中心に大変混雑し危険な状況である。

については、交差点形状等の改良整備に関し、早期に事業着手できるよう支援措置を講じること。

山梨市・甲州市

(29) 山梨市駅東山梨線東山梨駅から西広門田・勝沼経由国道 20 号に至る道路整備について

山梨市駅東山梨線東端東山梨駅より東後屋敷を通り甲州市西広門田・勝沼経由国道 20 号に至る道路については、現在、山梨市と甲州市を結ぶ十分な幅員構成の道路はなく、災害時等の相互連絡・互助を行うことが困難な状況で

ある。

については、早期に事業化できるよう支援を行うこと。

甲州市

(30) 国道 411 号の整備促進について

塩山地区から勝沼地区をへて中央自動車道勝沼 I C に連絡する重要な幹線道路であり大型車両の通行量も増加している。

しかし、大型車両同士でのすれ違いが困難の状況であり、更に歩行者の通行は非常に危険な状況である。

については、平成 20 年度から事業実施されている国道 411 号の拡幅改良事業について、早期に等々力から西広門田交差点までの区間の景観保全のための共同溝の設置、拡幅改良工事の継続整備を行うこと。

また、千野橋―裂石の区間については、側溝の蓋かけ改修を行うとともに、裂石以北は、未改修区間の早期改良を行うこと。

(31) 県道塩山停車場大菩薩嶺線の整備について

平成 22 年度から事業実施しており、塩山駅から上下栗生野地区、中萩原地区をへて裂石に至る路線で一葉の道の愛称で親しまれ、地元住民の生活道路及び市内からの大菩薩峠、国道 411 号への連結する重要な観光ルートとなっている。

については、1 級河川重川に設置されている赤尾橋は、幅員が狭くバス等のすれ違いも困難な状況であるため、安全で安心な生活の確保及び観光や農業振興などにも支障をきたしていることから、早期に整備、架け替えをすること。

また、裂石地区のみそぎ沢橋から雲法寺入口までの約 96m 間は、未改良であるため幅員が狭く車両同士のすれ違いが困難であるため、事故も発生していることから、早期に拡幅改良を完了させること。

(32) 県道塩山勝沼線及び県道平沢千野線の歩道整備について

県道塩山勝沼線は、塩山駅から国道 140 号に至る道路で、観光及び物流の幹線となっており大型車両等の通行が多く、向嶽寺から恵林寺間延長 2 km 間

は、歩道が未整備のため、小中学生の通学路として非常に危険な状況であることから、継続して整備すること。

また、県道平沢千野線は、平成 21 年度から事業実施されているが、防災及び、緊急医療、通学路等と住民の安全で安心な生活の確保をするため、継続して整備すること。

(33) 国道 411 号と国道 140 号の連絡道路整備について

国道 411 号と国道 140 号（西関東連絡道路）を最短で結ぶ道路は、現在本市と隣接する山梨市の市道で連結している。

東山梨地区の東西の幹線道路として位置づけられている路線であり、広域物流及び地域間の交流・連携を強化するとともに観光等の基幹路線・高次医療機関へのアクセスなど救急活動の円滑化にとっても不可欠な道路である。

については、現在、甲府方面への通勤コースでもあり、交通量も年々多くなっているが、幅員も狭くカーブも多いなど未改修部分がほとんどであるため、アクセス道路として早期に事業化できるよう支援を行うこと。

(34) 県道日影笹子線駒飼橋の架け替えについて

県道日影笹子線に設置されている駒飼橋は、老朽化が著しく進んでいる。

本市の日影地区には、市で避難所に指定している大和スポーツ公園・やまとの杜アリーナがあり、その避難所にアクセスする道路は本路線しかなく、駒飼橋が災害等で落橋した場合、両避難所の利用に著しい影響を及ぼすとともに上部集落の孤立は避けられない。

については、地震発生後における避難路や救助・医療・緊急物資の輸送路としても極めて大きな役割を担っている本路線の駒飼橋を架け替えること。

(35) 県道休息勝沼線の整備について

本路線の清水橋～山交差点の間については、国道 411 号との接続部でもあるため、大型車輛の通行も増加傾向にあるが、大型車輛同士のすれ違いが困難な箇所もあり、歩行者の通行に危険な状態になっている。

については、平成 20 年度から事業実施されている国道 411 号の拡幅改良事業にあわせて、清水橋～山交差点の間の早期の拡幅改良を行うこと。

(36) 県道万力小屋敷線 旧甲州市役所跡地前へのバス停車帯の設置について

甲州市旧庁舎跡地をポケットパークとして活用することとしているが、前面道路の県道万力小屋敷線を挟んで甲州市役所新庁舎があり、旧庁舎跡地側に市役所利用者のためにバスの停留所が設置されているが、交差点に近いいため、停車中のバスがあると見通しが悪く大変危険な状況である。また、高速バスの発着場所として当箇所を活用していく予定があるため、県道万力小屋敷線が局所的に混雑する恐れが懸念される。

については、バスの乗り降り時、県道万力小屋敷線の本線混雑防止のため、旧甲州市役所庁舎跡地前にバス停車帯を設置すること。

中央市

(37) 新設主要地方道甲府市川三郷線の2車線化について

平成19年度に建設された田富西ランプ交差点から中央市役所田富庁舎までの新設主要地方道甲府市川三郷線は、2車線相互通行で計画され用地取得後、建設時に交差点部からの坂路部分が1車線となり一方通行の制限を受けている。

これまで県では浅原橋の架け替え完成、将来の交通ネットワーク、周辺道路の交通量の変化等を勘案し、公安委員会等と協議し検討するとしているが、田富庁舎や農産物直売所「た・から」等を中心とした生活・観光・交流の拠点機能の強化を図る必要がある。

については、市役所田富庁舎以南の約 380m区間が完成していることから、全線開通と合わせて速やかに相互交通へ移行すること。

(38) 新設道路(浅利バイパス)の早期計画について

浅利地内の県道甲府中央右左口線は道幅が狭く、反面交通量が多いため危険性が高い状況である。地元住民及び本路線の利用者の多くが、作興橋から国道 140 号までの新設道路を強く望んでいる。また、本路線は豊富地区の中学生が玉穂中学校へ通うための通学道路となっている。

については、通学生徒の安全確保の意味からも早期の整備計画の検討を行うこと。

(39) 豊積橋架け替えについて

豊積橋は、南部を横断している笛吹川に架かり、豊富地区と玉穂地区を結ぶ唯一の橋である。合併に伴い、一体性を図るためには、非常に重要な橋で、住民の往来にも必要不可欠であり、その交通量は非常に多い。

また、平成20年度から、豊富地区の中学生は玉穂中学校への通学路として朝夕利用している。

については、安全確保の上からも、現在より幅員の広い橋へ架け替えること。

なお、喫緊の課題として、通学等における歩行者・自転車等の安全対策として、歩道の拡幅及びクランクの解消を計ること。

8 美しい県土づくり推進について(共通)

県では、観光立県「富士の国やまなし」を目標に掲げ、積極的な観光振興策を展開しているが、平成25年6月、富士山がユネスコの世界文化遺産に登録されたことにより、益々良好な景観形成に対する県民の意識が高まっているところである。

については、全県下において世界遺産登録の恩恵を享受するためには、さらなる美しい県土づくりを推進していくことが重要であることから、県景観形成モデル事業費補助金の期限(平成27年3月31日)を延長すること。

9 防災・災害対策の充実強化について(共通)

〔提言・要望部局 総務部・県土整備部〕(再掲)

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から2年半が経過し、県及び市町村では、東日本大震災やこれまでの大規模災害を教訓に様々な防災・災害対策の充実・強化を図っている。

本県は、東海地震をはじめ南関東地域直下の地震、糸魚川－静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震及び富士山噴火などが発生する可能性が指摘されており、これらが発生した場合には、広範囲にわたって甚大な被害を受けることが懸念される。また、昨年8月、内閣府が発表した南海トラフ沿いでの巨大地震の被害想定でも本県は東海地震と同様の被害が想定されている。

については、一層の防災・災害対策の充実強化を図るため、次の事項について

国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) 防災行政無線のデジタル化について

災害情報収集や伝送・伝達、応急復旧支援の役割を担う市町村防災行政無線システムについて、デジタル化が遅滞なく円滑に行えるよう、財政措置を拡充すること。

(2) 耐震性貯水槽の整備促進について

県は、災害に強い地域づくりを推進するため、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 か年間で集中的に耐震性貯水槽の整備を行い、そのための県消防防災施設等整備費補助金は、平成 25 年度末をもって廃止することとしている。

こうした中で、耐震性貯水槽の整備は、国・県の補助制度や起債充当代替措置を活用しながら鋭意整備を図っているが、自主財源の確保が厳しい中で整備が図れない状況であり、平成 26 年度以降も引き続き整備をする必要がある。

については、県消防防災施設整備費補助制度を継続すること。

(3) 木造住宅の耐震化について

県は、県耐震改修促進計画の目標値である平成27年度末における住宅の耐震化率90%に向けて、住宅の耐震化支援策の拡充を図っているが、木造住宅「わが家の耐震化」支援事業は、東海地震で震度6強以上の揺れが想定される市町村とその他の市町村ではその支援内容が異なっている。

南関東地域直下の地震、糸魚川－静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震などの発生する可能性が指摘される中で、全県的に耐震化を推進する必要がある。

については、補助対象要件について、指定市町村の区別を廃止し県下統一した補助制度とすること。

また、木造住宅耐震化建替支援事業については、平成 24 年度から県の補助制度が廃止され、国庫補助のみで引き続き実施しているが、市の負担割合が増加する中でその予算額の確保に苦慮しているところである。

については、地震に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、改めて県

の財政措置を講じること。

(4) 改正耐震改修促進法について

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正により、耐震診断の義務化等規制強化がされ、そのための補助制度の創設等、市町村に新たな財政負担が求められている。

については、改正耐震改修促進法の円滑な実施を図るため、補助制度の創設は、人口密度・国県道などの主要道路延長など、地方の実情を加味した国・県補助の上乗せを行うとともに、短期に集中して実施することは困難であることから、補助対象期間の延長など柔軟な対応を行うこと。

また、市の庁舎等の公共建築物がこの法律に該当した場合、耐震整備等にかかる経費は多額となるため、国の財政措置を講じること。

(5) 防災体制の強化について

現在、台風などの風水害や地震などの災害において、被害が発生した場合は、消防庁の火災・災害等即報要領により、通常回線 FAX 又は衛星回線 FAX 等により県あてに報告している。

東海地震等の大規模災害発生時には、各種応援協定等により、県外も含め他市町村からの支援要請等も想定されることから、県内各市町村の被災状況を把握し、機動的な対応ができる仕組み（情報共有）を構築する必要がある。

については、パソコン等の情報機器により被災状況が報告できるシステムの確立や当該情報を県内各市町村において共有できるシステムの整備を行うこと。

(6) 一般家庭の災害備蓄品について

中央防災会議の作業部会が5月に示した南海トラフ巨大地震対策の最終報告は、事前の防災対策の重要性が示され、国の防災基本計画で3日間を目安としていた家庭の備蓄については1週間分以上の水や食料の備蓄が必要としている。

については、県民一人ひとりの実践を促すため、市町村のみならず国及び県においても周知を図ること。

(7) 富士山火山防災対策について

富士山火山防災対策の充実強化を図るため、富士山火山防災対策協議会との連携を強化するとともに、観測機器の設置及び観測体制の整備を拡充すること。

また、砂防構造物の整備を促進すること。

10 橋梁及び公園の長寿命化について(共通)

橋梁及び公園の長寿命化の促進のため、次の事項について、国へ働きかけること。

(1) 橋梁の長寿命化について

橋梁は、道路の一部として安全で円滑な交通機能を確保し河川や鉄道等によって分断された地域を相互に結ぶ重要な公共施設であり、また、地震発生後における避難路や救助・医療・消火活動及び被災地への緊急物資の輸送路としても極めて大きな役割を担っているが、現在、橋梁の長寿命化を図ることが喫緊の課題である。

国では、従来からの損傷が深刻化してから対策を行う事後保全から、定期点検に基づき早期に損傷を発見し、事故や架け替え、大規模な修繕に至る前に対策を行う予防保全に政策転換することとし、計画的に橋梁等の長寿命化を実施することとしており、市町村に対して、平成 25 年度までに橋梁を調査し、長寿命化修繕計画を策定することが義務付けられた。

こうした中で、性格上危険度が非常に高く、修繕工事以前に落下防止等の応急処理をする場合、助成制度が全くなく、また、橋梁の維持補修及び架け替えについては、起債が限定されており、自主財源が限られている中で、その財源確保に苦慮しているのが実情である。

については、橋梁の耐震化、落橋防止、長寿命化修繕計画に基づく維持修繕及び架け替え整備に対する財政支援措置を拡充すること。

また、応急処理に対する財政支援措置を創設するとともに、今後、計画に基づき発生する維持補修及び架け替え整備に対し、起債の対象拡大も含め更なる財政措置の拡充を図ること。

更に、市に移管されている鉄道（JR）や高速道路を跨ぐ重要度の高い橋の修繕については、国策として建設された鉄道や道路の機能復旧施設であることを鑑み、全額国費負担の対象として早期かつ優先的に実施できるようにすること。

（2）公園の長寿命化について

公園施設の急速な老朽化の進行が見込まれている中で、市町村は、公園施設の計画的な維持管理・更新に着実に取り組むことが求められている。

については、公園長寿命化修繕計画に基づく維持修繕に対する財政支援措置を拡充すること。

また、応急処理に対する財政支援措置を創設するとともに、今後、計画に基づき発生する維持補修に対し、起債の対象拡大も含め更なる財政措置の拡充を図ること。

11 河川的环境保全及び災害防災対策について（共 通）

河川的环境保全については、地域住民（自治会、ボランティア）や消防団の協力により、草刈り等清掃活動を行っているが、自治会員の高齢化及び会員減少、更には危険箇所が存在など実施困難な箇所が増加している。

また、近年、全国各地で異常気象に伴う集中豪雨や台風等の大雨による増水で、立木が流され、堤防等河川構造物や橋梁に多大な被害をもたらすとともに、流域住民の生命、財産を脅かしたところである。また、河川敷内が有害鳥獣の棲みかとなっており、農作物への被害等も増加している。

こうした中、灌木などは、河川清掃等の際に伐採作業を行っているが河川全体に行き届かないのが実情である。

については、良好な河川環境を保全し、安全性を確保するため、河川管理者である県は、早期に、立木等を伐採するとともに河川清掃（河川の草刈）及び河床整正の予算を確保し事業を推進すること。

また、伐採に当たっては、公募により希望者を募り、伐木を無償提供することでコスト削減、伐木の有効活用が図られる手法も検討すること。

なお、次の箇所については、早急に対応すること。

- ・ 濁川水系における河川清掃(河川の草刈り)及び河床整正(甲府市)
- ・ 市内県管理河川の浚渫、河川の状況の見回り(富士吉田市)
- ・ 釜無川及び塩川区域内の立木伐採並びに黒沢川及び割羽沢川等県管理河川の浚渫(韮崎市)
- ・ 六反川、東川、坊沢川及び亀沢川の浚渫(甲斐市)
- ・ 市内県管理河川の浚渫(笛吹市)
- ・ 釜無川及び塩川の支流を含む県管理河川敷の立木等伐採並びに伐採後に薬剤湿布による予防的措置(北杜市)
- ・ 坪川、滝沢川の浚渫・立木伐採及び深沢川の立木伐採(南アルプス市)
- ・ 竹森川、文珠川、佐野川、田草川、鬘櫛川の立木伐採及び河床整正
(甲州市)
- ・ 常永川の堆積土の浚渫(中央市)

12 急傾斜地崩壊対策事業について(共通)

急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から国民の生命・財産を守り、安全で豊かな活力ある社会を実現するための根幹的な国土保全事業である。

本県には、土石流危険渓流及び土砂災害危険箇所が約 4,800 あり、県においては、優先順位の高い箇所から順次整備を進めているが、特別警戒区域に指定された区域においても未整備箇所が多く存在している。

については、急傾斜地崩壊・土石流対策事業について、現行制度の負担金の減額・撤廃及び事業費を増額確保するなど、早急に整備を図ること。

13 河川改修等整備の促進について

(甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市)

災害を未然防止し、住民の生命・財産と生活基盤を守るための河川の整備促進及び河川環境の保全・快適な水辺空間の創出を図るため、次の事項について必要な措置を講じること。

甲府市

(1) 濁川改修整備の促進について

濁川の省路橋から上流の治水対策については、平成 17 年度から抜本的な検討

がされているところであるが、同地域は古くから豪雨の都度、河川水位が上昇し、度々溢水による浸水被害が発生しているため、早期に改修すること。

(2) 藤川改修整備の促進について

藤川の改修整備については、濁川合流点から上流 400mの間の用地取得を平成 18 年度から平成 26 年度の事業計画区間として整備予定であるが、豪雨時には、北部山地からの雨水流入により短時間に河川水位が上昇し、溢水等による浸水被害が発生していることから、早期に整備すること。

(3) 高倉川改修整備の促進について

高倉川の改修整備については、平成 20 年度より改修工事に着手しているところであるが、国道 411 号線の高倉橋を含めた上流区間の改修については、施工方法等について関係行政機関、地下埋設企業等と協議中となっている。

については、早期に整備手法を決定し、工事に着手すること。

(4) 間門川の改修整備の促進について

間門川については、平成 20 年度から用地買収に着手し、22 年度から放水路が完成し、22 年度から護岸工事に着手しているが、本年度においても降雨の都度河川水位が上昇し、溢水が危惧されている状況である。

については、早期に事業を推進すること。

(5) 湯川改修整備の促進について

湯川の治水対策については、整備手法について検討を行ってきたところであるが、具体的な整備に至っていない状況である。

については、早期に整備手法を決定し、工事着手すること。

南アルプス市

(6) 八糸川の早期改修等について

災害を未然防止し、住民の生命・財産と生活基盤を守るための河川の整備促進及び河川環境の保全・快適な水辺空間の創出を図るため、八糸川の改修を早期に行うとともに、西川、横川について早期に事業着手すること。

また、砂防事業について、御勅川流域、桐の木沢流域、漆川流域、大和川流域、及び堰野川流域の整備を促進すること。

甲斐市

(7) 六反川・東川・坊沢川の早期改修について

双葉地区を流れる一級河川「六反川、東川、坊沢川」は、急流のため土砂等が多く流れ込み、年々河床の上昇が見られ、大雨や台風時には、堤防ぎりぎりまで水が来るため地域住民は公民館や学校に避難している。

また、護岸の改修や河床の改良が行われた箇所はあるものの、現在も古くからの石積みが残る箇所があり、大雨や台風時には、崩れる可能性がある。については、石積みが残る危険箇所を早急に解消すること。

(8) 亀沢川の早期改修について

北部山間地を流れ、急流で川幅が狭く湾曲しており、また、いたる所に巨岩や岩盤が張り出し、極端に狭い箇所も多く存在する。

このため、台風・大雨の際にはしばしば氾濫を起こし、近年では平成 12 年の集中豪雨時に、周辺の家屋や農地が流失する被害が生じた。

については、河川管理上及び周辺住民の生命財産保護のためにも早期に改修（主に床固工の設置）すること。

笛吹市

(9) 渋川の整備について

石和町西部における滞水等水問題の解消施策については、一級河川渋川の改修整備も順調に進捗し、現計画区間(第 1 期)が平成 25 年度に完了予定となっている。

については、第二期工事についても早期に事業認可し、改修整備を推進すること。

甲州市

(12) 塩川の早期改修について

上流部及び下流部の土地利用の変化により、急激な市街地化が進んでいる。

護岸の老朽化や河川幅の狭小及び堆積土も多いため、大雨等の際は急激な増水により、取付け水路の流出が悪くなり、付近の家屋・畑等への溢水による浸水被害が発生している。

については、安全で安心な生活の確保を図るため、早期に整備すること。

中央市

(13) 鎌田川の早期改修について

上流部の土地利用の変化により、急激な都市化が進んでいるが、護岸の老朽化や河川幅の狭小のため、大雨等の際は、急激な増水により、付近の家屋・田畑等への冠水被害等が発生している。

については、早急に整備を行うこと。

14 住宅新築資金等貸付原資償還額の見直しについて（甲府市、甲斐市）

住宅新築資金等貸付金の償還率の向上については、関係団体への協力要請、滞納者への督促等を行うなど様々な施策に鋭意努力をしているが、不況の影響等により、極めて厳しい状況である。

こうした中で、毎年度償還金の回収額が県への償還額に満たない状況であり、このため一般財源を投じて県償還金に充てていることから財政的にも苦慮している。

については、このような状況を勘案し、県において回収方法のノウハウについて情報提供するとともに利子の猶予、貸付利率の引き下げ等、県の支援を講じること。

15 中央自動車道スマートインターチェンジの設置について

（甲府市、上野原市）

(1) （仮称）甲府スマート I C の設置について（甲府市）

スマート I C の設置により、一般国道 140 号をはじめとする周辺道路の混雑緩和、観光施設、周辺工業団地と中央自動車道とのアクセス性の向上、また、災害時の複数ルートの確保、更に、県立中央病院や山梨大学医学部への搬送時間短縮などの効果が期待される。

また、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化のためにも、駅から最寄のイ

ンターチェンジになる（仮称）甲府スマート中央ＩＣが必要であると考えている。

については、スマートＩＣの設置に向け積極的に取り組むこと。

(2) 談合坂ＳＡへのスマートＩＣの設置及び周辺整備について(上野原市)

談合坂スマートＩＣの目標年度である平成 29 年 3 月までに供用開始ができるよう、財源の充実・強化等の必要な措置を国及び中日本高速道路㈱などへ働きかけるとともに、県においても指導・助言などの更なる支援を行うこと。

また、スマートＩＣの周辺県道を大型バス等がすれ違えるように拡幅改良すること。

更に、周辺地域の観光振興や雇用創出で地域活性化を図るためには、民間企業や地域生産者、地方公共団体など相互にメリットがある施設整備に対して補助金等の財政措置支援を講じること。

16 塩川サイクリングロードの整備促進について(韮崎市)

市民がより身近な川とふれあい、水辺で憩い自然にふれ、心身ともに健康増進が図れるよう、塩川サイクリングロードについて、整備済みの三村橋から駒井橋手前までの区間から更に延伸し整備を図ること。

17 流域下水道へのし尿・浄化槽汚泥の共同処理について(山梨市、甲州市)

MICS 事業(国土交通省事業)等により峡東流域下水道浄化センターに、し尿・浄化槽汚泥等を受け入れ、下水道汚泥との共同処理を行い、施設の老朽化が進むし尿処理施設を下水処理に統合、再構築するため、汚泥濃縮機の増設とし尿等投入施設の整備を一体的に行い浄化センター機能の補強、強化を図るとともに、峡東地域における汚水処理計画を再構築し推進していくことを早急に検討すること。

教 育 委 員 会

1 個性を生かし、生きる力をはぐくむ学校教育の推進について（共 通）

国では、世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上を目指し、全国学力・学習状況調査等による効果検証を踏まえ、施策目標を明確にした上で、今後7年間（H26～32年度）で計画的に実現していくためのあるべき姿としての工程を示し、この中で、今後の児童生徒数の減少を活用し、効率的に教育環境を整備することとし、少人数教育の推進など教職員定数の改善等に取り組むとしている。

一方、県においては、「チャレンジ山梨行動計画」等を踏まえ、平成 21 年 2 月「やまなしの教育振興プラン」を策定し、少人数教育の推進など各種施策に積極的に取り組んでいる。

については、一層の学校教育の充実強化を図るため、次の事項について、国への働きかけを含め特段の措置を講じること。

(1) 少人数教育の推進について

「はぐくみプラン」を小学校 5 年生以上、中学校 2 年以上に順次拡充するとともに、きめ細かな指導が行えるよう教職員配置の充実改善を図ること。

また、国は、平成 23 年度、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）を改正し、小学校 1 年生では 35 人学級の編成となったが、小学校 2 年生から 6 年生及び中学校は 40 人学級の編成のままとなっていることから、「30 人学級に向けた標準法の改正」を早期に行うこと。

(2) 特別支援教育の充実強化について

平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学校において、従来の特殊教育の障害者だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

こうした中、各市では、市単独で特別支援教育支援員を配置し対応しているが、

財源が限られているため、配置人員の制約が大きく学校現場のニーズに応じられず対応に苦慮しているのが実情である。

特に、小中学校の児童生徒の約6%の割合で存在する発達障害の子どもへの対応については緊急の課題となっている。

については、特別支援教育支援員の配置に対する財政措置について、地方交付税によらず国、県の財政的措置を拡充すること。

また、実情に即した加配措置を講じるため、現行の自閉症・情緒障害特別支援学級を「広域設置方式」から各校設置へと改めるなど県独自の特別支援学級編制基準を創設するとともに、チームティーチングの特別支援学級への導入や知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害学級を対象とする特別加配の人数を増員すること。

更に、県総合教育センターの指導教員を増員するとともに、市単独の特別支援教育支援員への財政措置を拡充すること。

(3) 学校配置スクールカウンセラーについて

現在、発達障害等の様々な困難を抱えた児童生徒が増加するとともに、保護者からの相談も増加するなど、臨床心理士等の専門家を必要とする事例が急増している。

また、児童生徒への適切な指導の在り方や就学相談など教職員へ専門家からのアドバイスが必要な事例も増加している。

こうした中、スクールカウンセラーが配置されていない学校においては、訪問要請をするなどで対応しているが、日程調整等によりタイムリーな対応が難しく、適時適切な対応ができない状況である。

については、全ての学校にスクールカウンセラーを配置するとともに配置校の配置時間を増加すること。

(4) 不登校児童・生徒適応指導教室職員の配置について

不登校や問題行動・家庭問題等が起因する不適応児童が増加傾向にあり、定数法及び従来の加配の教職員だけでは、対応ができない状況である。

そのため、市単独で適応指導教室を設置し指導員を配置しているが、不登校児童への対応は複雑多岐にわたっていることから、専門的指導員の増員が

必要である。

については、市が設置する適応指導教室に県費負担正規職員を増員配置するとともに、適応指導教室を増設すること。

(5) 外国籍児童・生徒の教育について

平成 22 年 9 月現在、公立小中学校等に日本語指導の必要な外国人児童生徒が全国で約 2 万 8 千人在籍しており、少子・高齢化の進展等により外国人労働者受入の要求も高まる中で今後も増加が見込まれる。

こうした中、日本語が話せない外国籍児童・生徒の初期の日本語指導については、日本の習慣などの指導を集中的に実施することが必要である。

については、これらの指導が行える施設の確保や対象校を巡回して指導する専門の言語を話すことのできる非常勤職員を配置すること。

また、市単独配置職員への国・県の財政措置を講じること。

(6) 外国語教育の充実について

平成 23 年度より小学校においては新学習指導要領が完全実施となり、小学校 5、6 年生においては年間 3 5 時間の外国語活動が位置づけられた。また、学習指導要領においても「ネイティブスピーカーの活用に努めること」が示されており、市単独で外国語指導助手（A L T）を配置しているところである。

については、外国語教育の一層の充実を図るため、外国語指導助手（A L T）配置への財政措置を講じること。

(7) 栄養職員の配置について

学校給食の栄養に関する専門的な事項をつかさどる栄養教諭及び栄養職員は、児童生徒の健全な食生活を自ら営むことができる知識、態度を養うため、学校給食で摂取する食品と健康の保持増進との関連についての指導、食に関して特別な配慮を必要とする児童生徒に対する個別的な指導を行うことなどが主な役割である。

特に、学校給食法が改正され、これまでの小中学校における学校給食の目的が「栄養改善」から、栄養のバランスなどを学ぶ「食育」を重視する方向

へと転換したことにより、各校における栄養教諭及び栄養職員の果たす役割は一層重要になっており、自校方式による給食を実施している小学校1校につき1名の栄養職員の配置が必要である。

については、県費栄養教諭及び栄養職員を継続配置するとともに、より充実した学校給食推進のため増員すること。

(8) 養護教諭の複数配置について

近年、保健室に来室する児童生徒の中には、身体面だけでなく、心の不安や悩みなどの相談を求めて来るケースが増加している。表面的には、身体的な症状を訴えながら、内面では、心の問題を持っている場合が多く、児童生徒の相談に応じる養護教諭の役割は、極めて重要である。

については、保健室の業務に加え、不登校児童生徒、発達障害等の児童生徒への対応等関係業務が増加している現状を踏まえ、現行制度の人数制限の引き下げと学校の実態に合った県費養護教諭の複数配置を行うこと。

(9) 自立支援指導員の配置について

甲府市は「問題を抱える子ども等の自立支援事業」の委託を受け、問題行動を繰り返す児童生徒等に対して「自立支援指導員」を派遣し、直接支援を行っている。

しかし、児童生徒への直接的な支援を行うためには、長期間の関わりが必要となるため、必要となる事例に対して十分には対応しきれない状況がある。また、問題行動等に係わる児童生徒が市町村の範囲を超え広域的な繋がりも見られるため、全県的な対応が必要となっている。

については、問題行動等を繰り返す児童生徒への早期適切な対応を行うため、スクールソーシャルワーカーの配置時間の更なる増加及び自立支援指導員を増員すること。

(10) 事務職員の複数配置について

現在、事務職員1名配置の大規模校では、広範多岐にわたる業務を遂行するには負担が大きい。

については、スムーズな学校運営のため、大規模校への事務職員の複数配置

を継続し、更なる拡大並びに共同実施校への加配を継続すること。

2 就学援助制度について(共 通)

円滑な制度運営を図るため、次の事項について、国への働きかけを含め等適切な措置を講じること。

(1) 要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金並びに準要保護者に係る財政措置について

国の要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金は、補助対象経費の2分の1となっているが、満額交付されない状況であり、その財源確保に苦慮している。

については、補助対象経費の2分の1を満額交付し、地方負担の解消を図ること。

また、準要保護者に係る就学援助の財政措置については、交付税措置によらず国庫補助等確実な財政措置を講じること。

(2) 生活扶助基準の見直しに伴う影響について

生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度への影響について、国において平成25年度の対応方針が示されたが、「要保護者」としての認定に市町村間で格差が生じることが予想される。

については、国及び県は、市町村間で格差が生じないように、「保護を受けていないが保護を必要とする状態にある者」の認定に当たって、基準又はガイドラインを示すこと。

3 公立学校施設の整備について(共 通)

公立学校施設の整備を推進するため、次の事項について、国への働きかけを含め等適切な措置を講じること。

(1) 学校の整備について

校舎の新增築、改築など学校施設の整備に当たっては、国の補助金を活用する中で事業を実施しているが、国の補助基準単価は、実施単価とは乖離し

ており、十分な補助とはいえない状況である。

また、小中学校の適正配置により、改築を伴わない統廃合もあり、廃校施設の取り壊し事業費等について、財政措置が講じられておらず、その財源確保に苦慮している状況である。

については、補助基準単価や補助率の嵩上げなど公立学校諸施設の整備へ適切な財政措置を講じるとともに、廃校施設の解体経費等への財政措置を創設すること。

(2) エアコン設置への財政措置の拡充について

昨今の地球温暖化の影響により、県内は毎年、猛暑に見舞われ、本年7月上旬には連日38℃を超える猛暑日となった。

こうした中、各学校において高温対策を行っているが、エアコンを設置していない学校等の普通教室では、児童・生徒の学習環境に悪影響を与え、体調不良を起こしかねない状況になっている。

このため、市においては、国の交付金を活用し、エアコンの設置を図っているが市の負担が大きく、設置が進まない状況である。

については、児童が安心・安全に学べる教育環境を整備するため、エアコン設置に対する国及び県の財政措置を拡充すること。

(3) ペレットストーブ設置への財政措置について

公立小中学校の暖房器具として、ペレットストーブまたは薪ストーブを設置する場合、現行制度として、「学校施設環境改善交付金」の補助メニューである大規模改造には対象事例としてあるが、工事費の下限額の制約があり、ペレットストーブ、薪ストーブの単独の整備としては、交付金対象事業とならない。

については、木質バイオマス資源の活用を推進と学校林を活用した環境教育の一環のため、公立小中学校におけるペレットストーブ又は薪ストーブの設置に対し、財政措置を講じること。

4 南アルプスの世界自然遺産登録等について(共 通)

〔提言・要望部局 森林環境部・教育委員会〕(再掲)

南アルプスの世界自然遺産登録の実現及び希少種の保護を図るため、次の事項について、国への働きかけを含め必要な措置を講じること。

(1) 南アルプスの世界自然遺産登録について

平成 19 年 2 月から、南アルプス国立公園を抱えている山梨県、長野県、静岡県の 10 市町村は、南アルプスの世界自然遺産登録の実現に向け、ステップアップとしてのユネスコエコパークへの登録等様々な活動を展開しているところである。

こうした中、本年 9 月、国は、南アルプスのユネスコエコパークへの推薦を決定し、世界自然遺産登録に向け大きく前進したところである。

については、富士山世界文化遺産登録と同様に南アルプスの世界自然遺産登録実現に向け、県と関係市町が一体となった活動を実施するとともに、県における支援と関係省庁への働きかけを継続して行うこと。

(2) 希少種の保護と自然環境監視体制の充実について

依然として希少高山蝶や国立公園内採取禁止植物の違法採取が後を絶たない状況である。

県では、希少高山蝶に限らず地域固有の種を保護するため、希少野生動植物種の保護に関する条例によりその保護に努めているが、指定及び特定野生動植物の種指定の見直しを行うとともに、県自然監視員の監視強化を図るなど、希少種の保護の充実強化を図る必要がある。

については、関係機関、関係者による合同パトロール等の定期的な実施をはじめ巡視に当たっては、環境省自然保護官事務所自然保護官、地元の警察署と連携し、事前協議を行いながら、通年巡視業務を実施するとともに、巡視報告については、県から地元自治体が報告を受けるなど連携した保全体制を整えること。

また、南アルプス林道沿いに生息するミヤマハタザオにクモマツマキチョウの卵が産み付けられていることが調査で明らかになったことから、林道維持管理における草刈り作業は、専門家の助言を受け実施すること。

更に、ヤマトイワナの保全は、早川漁業共同組合とも協議を行い、巡視等の実施を徹底するとともに、治山工事等の契約において仕様書のなかに違法採取の禁止等明確に記載し、業者に指導すること。

5 埋蔵文化財の調査及び文化財の保護・継承等について(共通)

埋蔵文化財の調査及び文化財の保護・継承等に関し、次の事項について、国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) 県各種開発事業に係る埋蔵文化財調査について

県では、各種開発事業に伴う埋蔵文化財調査について、原因者や事業規模によって県教育委員会の指導の下、市町村との役割分担を行っている。具体的には、国の機関、県の機関に係る開発事業で広域性の高い事業は県埋蔵文化財センターによる調査とし、県道改良工事やその他県機関による小規模工事、当該市町村事業、個人、民間は市町村が調査するという分担がなされてきたところである。

国主導の公共事業が好調であった頃は、小規模な県事業まで県埋蔵文化財センターでは対応できないという理由で、市町村が請負ってきた調査であるが、本来的には県が調査すべき性格の事業である。

現在、県埋蔵文化財センターの調査事業が減少傾向にある反面、各市町村の業務量は増加傾向にある。

については、県事業に伴う埋蔵文化財調査については、事業規模の大小にかかわらず、本来的に原因者であり工事主体者でもある県が調査すること。

(2) 文化財の保護・継承について

文化財は、地域はもとより国民全体が享受すべき歴史遺産、教育・観光資源である。

しかし、文化財の維持、管理に関しては一部を除き国・県の財政措置がなく、管理者の負担に依存しているところである。

については、国・県について必要な財政措置を講じること。

また、県文化財保存事業費補助金については、必要な予算額を確保すること。

更に、最近新設された文化財関係国庫補助事業について、これまでの国庫補助事業と同様に県の補助対象事業とすること。

(3) 太陽光発電施設に係る役割分担について

広域的に事業展開している企業、あるいは県内に本拠を置く事業者並びに個人による太陽光発電施設の建設で生じる「受益」の定義について、県の考え方を明らかにし、定義に応じた埋蔵文化財調査の分担を検討すること。

6 魅力ある新設高校の設置について(都留市)

東部地域の高校再編に際し、市内の2校の統合により新設される都留興譲館高校の設置に当たっては、県民の提言、意見、ニーズを捉えたものとする必要があることから、県は、県教育委員会と地元住民との協議において、市が要望した事項を着実に実施し、「魅力ある高校づくり」を推進する必要がある。

については、谷村工業高校用地に新設される都留興譲館高校が、県民共有の貴重な資源として、地域に誇れる魅力ある高校となるよう、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 新しい高校（都留興譲館高校）に必要な施設整備の実施並びに新設高校の魅力づくりにつながる教員配置を図ること。
- (2) 地域の特性を活かし、多様な学習ニーズに応えるため、新学科の創設並びに新カリキュラムの導入、また、それを確実に実行するための教職員を確保すること。
- (3) 新しい高校（都留興譲館高校）の校舎について、十分な快適性や機能性、安全性を持たせ、さらにデザイン性の高いものとする。
- (4) クラブ活動の活性化並びに必要な敷地の確保及び施設設備の充実を図ること。
- (5) 産業技術短期大学校との連携・強化を図ること。

(6) 中高一貫教育の新設高校への導入を検討すること。

警 察 本 部

1 甲斐警察署の早期実現について（甲斐市）

本市は、県下２番目の人口を有し、「安全で快適に暮らせるまちづくり」を構築するために各種の取り組みを行っているところである。

平成 19 年 4 月 1 日から、韮崎警察署の所管となり甲斐分庁舎が設置されたが、大規模小売店の出店やＪＲ竜王駅周辺整備、道路網の整備による通行車両の増加等により交通事故発生件数が韮崎警察署管内で 7 割を占めるという非常に高い状況となっている。

また、刑法犯認知件数も増加をしており、平成 24 年には約 900 件と前年より約 100 件も増加し、治安の悪化も懸念されるため、単独警察署の設置が必要不可欠となっている。

については、警察署は地域の安心・安全の拠点であり、「安全で安心なまち甲斐市」の実現に向けて、警察署設置に対する 4 万 1 千人からの署名は市民の切実な願いであることから、現在、県警察において検討がされている建替計画のあり方の結果等を踏まえ、最優先に「甲斐警察署」を設置すること。